

平成 1 7 年度外務省政策評価書

【総括・概要版】

(平成 1 6 年度に実施した政策に係る政策評価)

平成 1 7 年 8 月

外 務 省

目 次

第一部 総括

- ．平成17年度政策評価についての概観と評価の改善点・・・・・・・・・・ 3
- ．重点外交政策を中心とする外交のレビュー・・・・・・・・・・ 9

第二部 概要

．実施計画に基づく事後評価

評価総括票の記載内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

1 ．地域・分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

- (1) 対アジア大洋州外交・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- (2) 対米外交・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
- (3) 対中南米外交・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- (4) 対欧州外交・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- (5) 対中東外交・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- (6) 対アフリカ外交・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
- (7) 国際の平和と安定に対する取組・・・・・・・・ 4 2
- (8) 軍備管理・軍縮・不拡散への取組・・・・・・・・ 4 4
- (9) 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力・・・・・・・・ 4 6
- (1 0) 国際経済に関する取組・・・・・・・・ 4 7
- (1 1) 地球規模の諸問題への取組・・・・・・・・ 5 2
- (1 2) 国際法の形成・発展に向けた取組・・・・・・・・ 5 5
- (1 3) 国際文化交流に関する取組・・・・・・・・ 5 8
- (1 4) 広報活動・報道対策・・・・・・・・ 5 9
- (1 5) 領事政策・・・・・・・・ 6 1
- (1 6) 的確な情報収集及び情勢分析への取組・・・・・・・・ 6 3

2 ．外務省改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4

3 ．政府開発援助（ O D A ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

- (1) 政府開発援助（ O D A ）における政策・・・・・・・・ 6 5
- (2) 政府開発援助に係る未着手・未了案件・・・・・・・・ 6 8

．事前評価

1 ． 政府開発援助・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3

- (1) 無償資金協力案件・・・・・・・・ 7 3
- (2) 有償資金協力案件・・・・・・・・ 7 7

2 ． 規制影響分析（ R I A ）の試行的実施・・・・・・・・ 8 2

【政策ごとの評価（評価シート）版】目次

．実施計画に基づく事後評価

1．地域・分野

- (1) 対アジア大洋州外交
- (2) 対米外交
- (3) 対中南米外交
- (4) 対欧州外交
- (5) 対中東外交
- (6) 対アフリカ外交
- (7) 国際の平和と安定に対する取組
- (8) 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
- (9) 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力
- (10) 国際経済に関する取組
- (11) 地球規模の諸問題への取組
- (12) 国際法の形成・発展に向けた取組
- (13) 国際文化交流に関する取組
- (14) 広報活動・報道対策
- (15) 領事政策
- (16) 的確な情報収集及び情勢分析への取組

2．外務省改革

3．政府開発援助（ODA）

- (1) 政府開発援助における政策
- (2) 政府開発援助に係る未着手・未了案件

．事前評価

1．政府開発援助

- (1) 無償資金協力案件
- (2) 有償資金協力案件

2．規制影響分析（RIA）の試行的実施

．資料

第一部 総括

・平成17年度政策評価についての概観と評価の改善点

1. 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告において、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきであるとの提言があったことを踏まえ検討され、平成13年(2001年)1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入された。同年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、政策評価法)が制定され、平成14年4月1日から施行された。この法律によって、全ての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられた。

(2) 政策評価に関する基本的方針(基本計画・実施計画)

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間は平成14年から16年まで。以下「基本計画」。)および「外務省事後評価平成16年度実施計画」(平成16年4月1日から17年3月31日まで。以下「実施計画」。)を定めこれらの計画に基づいて、平成14年度から政策評価を実施している。

基本計画は、3年～5年の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの外務省における政策評価の基本的事項等を定めている。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる政策、政策目的、政策手段等を定めている。

(3) 外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、一次評価を個別の政策を所管する各局課(以下「政策所管局課」)が担当し、その二次評価を評価総括組織(考査・政策評価官、官房総務課、会計課、及び総合外交政策局総務課、政策企画室)が担当することになっている。

(イ) 政策所管局課

各政策所管局課は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの局課が担当する外交政策について、年度末が来た時点で1年を振り返って自己評価を行う。政策所管局課は、主に過去1年間の取組実績やその成果を政策目的と照らし合わせ、目的に向けた進捗状況を中心に分析、評価する。

(ロ) 評価総括組織(考査・政策評価官、官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室)

評価シートについては各政策所管局課が作成している段階から考査・政策評価官が助言・意見交換を行うとともに、とりまとめ作業を行う。とりまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課や会計課、総合外交政策局とともに、政策所管局課の評価が厳格かつ客観的に行われているか、評価対象政策は今後どのような方針をとる

のが適当かといった観点から審査を行う。

(八) 第三者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっているが、評価の客観性を確保するために、第三者の知見を活用することが求められている。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価および外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ」(分冊【政策ごとの評価(評価シート)版】資料1:外務省政策評価アドバイザー・グループに)を設置している。アドバイザー・グループには、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改訂について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取している。この他、政策所管局課が自己評価を行った際にも、当該評価または評価対象政策について、有識者よりの意見聴取を進めている。

2. 平成17年度の政策評価書における評価の枠組と改善点

(1) 国・地域、分野 (事後評価)

(イ) 評価の目的

平成17年度評価書(平成16年度の政策が対象)の作成に当たっては、外務省の政策体系の下で評価対象政策を明らかにし、政策目的を明確にした上で、それを達成するために実施する具体的事務事業の評価を行うことにより、政策目的に向けた進展度合いを分析し、その結果を次年度以降に活かすことを目的とした。その際、政策目的と手段の関係についても評価を行い、政策手段としての事務事業の方向性を明示している。

(ロ) 政策効果の把握(評価の切り口の設定)

政策目的への進展状況を測る(政策効果の把握)にあたっては、「目的達成に照らしての評価の切り口(指標)」を設定し、その「切り口」が具体的事務事業の実施を通して、政策の目的が目指す状態に向けてどのように動いたのか(前進したのか)を分析するという方法をとった。その際に、実績(アウトプット)の結果として表れる成果(アウトカム)をできる限り明らかにするよう努めたが、政策の性質上(短期的には成果が現れにくい等)、それが困難である場合には、実績を主に記載した。

(ハ) 評価の観点

また、評価の際に使用する観点としては、「必要性」「有効性」「効率性」の3つが主要なものとしてあげられるが、国・地域、分野毎の評価においては、政策の「必要性」をまず明らかにした上で、年度毎の成果及び実績を把握することにより、「有効性」の観点を中心に分析することで、今後の課題をも踏まえた次年度以降の政策の方向性を検討するものとなっている。また、外交政策の場合、投入資源と成果の因果関係を数値で示すことは難しく、「効率性」の観点からの評価は必ずしも明示的に行っていないが、本年度からは評価対象政策に対する投入資源を明らかにするよう工夫した。

(二) 評価シートの改善点

上記(イ)～(ハ)を踏まえ、シートの構成についても、主に以下の点で改善を図った。

(a) 事務事業レベルでの評価の実施

外交政策を評価する場合、政策の特性から多くが「継続」となるため、政策のみならず、政策手段としての事務事業レベルでの評価を行うことにより、手段毎の今後の扱い(拡充強化、縮小、中止・廃止等を明示するとともに具体的内容を説明)や評価対象政策単位での今後の重点等の方向性が明らかになるようにした。

(b) 投入資源の記載

評価に当たって、効率性の観点を加味するために、評価対象政策について、投入資源(予算、定員ベース)についての情報を評価シートに盛り込んだ。

(c) 第三者の意見の活用

政策所管局課が行った評価や評価対象政策に関して、可能な限り外部有識者から意見を聴取する等の工夫をし、評価の客観性・厳格性を高めることとした。今回は評価対象政策に関する新聞の論説などを掲載している場合があるが、今後は一層外部有識者等第三者の知見を活用し、評価の質を高めていく予定である。

(d) 二次審査の結果の記載

政策担当局課が作成した評価シートに対し、外務省としての自己評価を厳格に行うとの観点から、評価総括組織(二次審査等を担当)としての意見を記載した。今年度は、それぞれのシートにつき、目的の達成度合いの他、特筆すべき事項をコメントとして明記している。

(2) 外務省改革(事後評価)

外務省改革については、過去3年間の実績を総括的にまとめる形で、総務省が平成16年度に実施した行政評価・監視の結果をも活用しつつ、改革の成果及び問題点を明確にし、総合的に評価を行った。

(3) 政府開発援助(事後評価)

政府開発援助(ODA)については、第三者評価を活用しつつ、様々な角度から総合的に評価し、政策の効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供する評価を行った。今年度は、対バングラデシュ国別援助計画、対ラオス国別援助方針、対地雷対策支援政策の3つを対象に評価した。

(4) 政府開発援助に係る未着手・未了(事後評価)

評価法第7条第2項第2号ロ及び施行令第2条により、政策の決定後、5年を経

た時点で着手されていないもの（未着手）と、10年を経過した時点で完了していないもの（未了）については、事後評価を行うことが義務づけられている。外務省の政策では、有償資金協力案件（円借款）について該当するものがあり、平成16年度末に未着手・未了案件となる可能性があるものを実施計画に盛り込み、年度末時点で実際に未了案件となった8件について、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを総合的に評価した。

(5) 個々のODA事業に関する評価（事前評価）

政策評価法第9条及び施行令第3条第5項に基づき、10億円以上の無償資金協力案件（一般プロジェクト無償及び水産無償）及び150億円以上の有償資金協力案件（プロジェクト借款）については、政策の決定に先立ち、実施の適否について、事前評価を行うことが義務づけられている。

外務省では、閣議決定（協力の実施の意思決定）に先立ち、二国間関係、対象国の経済状況、対象国の開発ニーズ、わが国の基本政策との関係等を考慮しつつ、事業の実施の適切性を評価し、交換公文の締結が行われた後に評価書を公表している。

(6) 規制影響分析(RIA)

「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)により各府省は、法律または政省令により新設・改正される規制については、試行的にRIAを実施することが求められている。これを受け、外務省でも、平成17年5月に、旅券法の改正に伴う規制の新設（紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入〔旅券名義人が紛焼失を届け出る際の出頭の義務付け〕）についてRIAを実施した。

3. 平成17年度政策評価書の結果概要

(1) 国・地域、分野（事後評価）

平成16年度に実施した政策の事後評価は、平成16年度事後評価実施計画に掲げた、58の主要な政策を網羅的に対象として評価を実施し、同時に、その政策目的達成の手段としての256の事務事業についても評価した上で今後の方針を示した。評価対象政策は全てが継続であるが、各評価対象政策毎の今後の重点等の方向性を明らかにしている。また、政策手段としての事務事業についても定性的に評価結果を明らかにしているが、パターン化した結果を示すと以下のとおり。

	件数
拡充強化	74
今のまま継続	163
内容の見直し	12
縮小	0
中止・廃止	7
合計	256

(2) 外務省改革

外務省改革については、現在までの取組を総括した結果、外務省改革「行動計画」に基づき、新たに導入され又は改善した制度等については、着実に定着しつつあるが、その成果を判断するには、中長期的な視点が必要であるため、引き続き措置を継続していくとの結論を示した。

(3) 政府開発援助

対バングラデシュ国別援助計画、対ラオス国別援助方針、対地雷支援政策の3件につき、第三者評価を踏まえて評価を行った結果、それぞれの分野について、今後も継続的に取組を行っていく上での教訓・留意点等を示した。

(4) 政府開発援助に係る未着手・未了の評価（事後評価）

実施計画策定の時点では、平成16年度末に未着手となる可能性があったものが1件、未了となる可能性があったものが11件あったが、年度末を迎える前に、着手、あるいは完了となったものがあったため、平成16年度末の時点で、政策決定後10年を経た時点で貸付実行が完了していない案件(未了案件)の8件について、事後評価を行った。未了案件8件については、評価の結果、すべての案件について事業の進捗・完了の見通しがあるため、継続することとした。

(5) 個々のODA事業に関する事前評価

平成16年度は、評価法に基づき、10億円以上の無償資金協力案件21件、150億円以上の有償資金協力案件17件を対象に事前評価を行い、事業の実施が適当であるとの結論となった。なお、ODA事業の事前評価では、環境社会配慮、外部要因リスクなど実施に当たって留意すべき点を明示している。

4. 今後の課題

(1) 政策評価制度の見直し

平成17年4月に政策評価法の施行後3年を経過することから、昨年末より総務省行政評価局を中心に、政策評価制度全体に関する見直しが進められ、6月17日には、「政策評価制度に関する見直しの方向性」が公表された。この中では、政府全体の方針として、政策評価と予算・決算との連携強化、重要政策に関する評価の徹底、評価の客観性の確保、国民への説明責任の徹底等につき具体的な内容が盛り込まれており、外務省も、この「方向性」決定に至る議論を踏まえつつ、本年度評価を実施しており、相当程度これに沿ったものとなっている。今後、年末に向けて改訂・作成される「政策評価に関する基本方針」及び標準的ガイドラインをも念頭に、更なる改善を図っていく必要がある。

(2) 平成17年度評価に対するアドバイザー・グループよりの意見

外務省では、平成16年10月及び平成17年7月に、政策評価アドバイザー・グループを開催し、有識者の先生方より、平成17年度の評価書作成方法や評価シー

トの記載内容等について意見を聴取した。主な点は分冊【政策ごとの評価（評価シート）版】資料2の議事概要のとおり。より良い評価の実施のために、これらの意見は、次年度以降の評価に活用する。

(3) 今後の外務省の政策評価

(イ) 外交政策と評価

外交政策の評価は、政策の特質上、様々な困難が伴う。政策評価法では、政策の効果の把握について、できる限り定量的に行うことが推奨されているが、他国との関係促進や信頼醸成、日本国及び日本国民の安全と繁栄の確保等を目的とする外交政策の場合、政策の効果や投入資源と効果との因果関係について、定量的に把握することは困難である。また、外交は常に相手国や国際情勢の推移によって左右されるものであること、政策効果の発現を見るためには長い時間を要することがあり、中長期的な観点からの判断に任せざるを得ない場合があるため、単年度の評価にはなじまない側面にも留意の上、評価を考える必要がある。

(ロ) 今後の課題

上記のような外交政策の特質に伴う困難な点を踏まえた上で、外務省として国民に対し積極的に説明責任を果たしていくとの観点から、主に以下の点について検討を進め、外務省の政策評価の改善を図っていくこととする。

- ・ 政策評価は、評価を実施することにより問題点を整理し、政策をより成果を意識した効果的・効率的なものとしていくマネージメント・サイクルに組み込む重要なツールである。この観点からの意識改革は進んではいるものの、今後更に努力を続けていく必要がある。特に平成17年度評価書では次年度への政策・事務事業の方向性が明確になるよう努めたが、今後も、政策の企画立案や見直しにより役立つような評価となるよう改善を図ることが必要である。
- ・ 外交政策は、その特性上、中長期的な観点と単年度の観点の双方を踏まえた複合的な評価を行い、政策の中長期的方向性の中での当該年度の位置付けを明らかにしていくことが適当である。そのために、目標設定の際に、中期的政策目的に加え、当該年度の特定の目標/重点を明確化した上で評価を行うことで、より質の高い評価とすることが必要である。
- ・ 政策評価法上で明示的に義務づけられた事前評価/未着手・未了評価以外の経済協力の評価の枠組については、現在は特定テーマを取り上げる方式をとっているが、今後の評価のあり方を更に検討していく必要がある。
- ・ 外交政策については、年度毎の評価に加え、長期的な観点を要する、様々な角度からの分析的な評価に適したテーマを選定し、年1～2つの政策を対象として、様々な視点を踏まえた総合的な評価を行うことが適当である。

・重点外交政策を中心とする外交のレビュー

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること、並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務としている（外務省設置法第3条）。

国際社会は、複雑な要素をはらんだ地域紛争や国際テロ、大量破壊兵器等の拡散といった脅威に直面し、依然として不確実、不安定な要素を包含した国際社会が21世紀の新しい国際秩序を模索している。

我が国は、引き続き不安定要因を抱え、山積みとなった解決すべき課題と対峙する中、日米同盟と国際協調を外交の基本として位置づけ、望ましい秩序形成に努めている。

外務省は、平成16年度においても、限られた投入資源（予算、定員。その内容については、下記5.参照。）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施し、その中には、国民へのサービス向上に向けた領事サービスの強化等の業務の改善も含まれている。以下は、平成16年度の外交政策の実績と成果について、平成15年に策定し発表した「平成16年度我が国の重点外交政策」をベースにレビューを行ったものである。

1. 国家・国民の安全の確保

（1）我が国とその周辺のための取り組み

日米安保体制を中核とする日米同盟は、我が国及びアジア太平洋地域の平和と安定の礎であり、日米両国は「世界の中の日米同盟」の考え方の下、基本的価値及び利益を共有する国として、安全保障面をはじめ、政治及び経済の各分野で緊密に協調・協力を行ってきている。同時に、アジア太平洋諸国をはじめとする国際社会との良好な関係を構築・維持することも、我が国の安全と繁栄にとって不可欠であり、我が国はそのための外交努力を重ねてきた。

（イ）日米協力関係の強化

日米関係は、我が国外交の要となっており、「世界の中の日米同盟」としての日米交流・協力を通じて一層の強化が図られた。具体的には、対北朝鮮政策、イラク、大量破壊兵器等の拡散防止、テロ対策等の重要な課題における協力に成果が見られたほか（評価シート2-1）、日米和親条約調印150周年の節目とし

ての周年事業を最大限活用する形で重層的な日米交流を推進した(同上)。また、経済面での協調も進んでおり、個別の懸案事項への対応も解決に向けた取り組みがなされている(評価シート2-2)。

日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保のために、日米間で防衛協力の実効性を高めるための日米間の緊密な協議を継続、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施の推進及び日米地位協定の運用改善を行った結果、自由と民主主義という基本的な価値観をともに有し、最も信頼できるパートナーである米国との信頼関係の一層の深化に貢献するとともに、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の駐留の円滑化に大きく貢献した(評価シート2-3)。

(ロ)日本の周辺国との関係

朝鮮半島の平和と安定は、我が国の安全保障に直結している。北朝鮮との関係について、我が国は、日朝平壤宣言に基づき、核、ミサイル、拉致といった諸懸案を包括的に解決し、北東アジアの平和と安定に資する形で国交正常化を図るとの基本方針に立って、外交活動を展開した。

特に拉致問題については、平成16年5月、小泉総理大臣が訪朝して行われた第2回日朝首脳会談を契機に、拉致被害者家族8人の帰国が実現した。その一方で、安否不明の拉致被害者の問題については、平成16年8月から3回にわたり日朝実務者協議が実施されたにもかかわらず、依然として未解決のままであり、我が国としては、「対話と圧力」の考えの下、北朝鮮から納得のいく対応を引き出すべく、国際社会の理解と協力を得つつ、全力で取り組んでいるところである(評価シート1-2)。

また核問題については、国際社会全体の平和と安定に関わる問題でもあり、平成15年8月の第1回会合、平成16年2月の第2回会合に引き続き、平成16年6月に第3回六者会合が開催され、関係国の中で平和的解決に向けた外交努力がなされた。しかしその後、北朝鮮が米国大統領選挙の様子見もあり、会合の再開時期を遅らせたり、2月10日には事実上の核保有宣言を行うなどして、緊張を高めるとともに、同会合への参加に積極的な姿勢を見せなかったことから、平成16年度内の第4回会合の開催は実現しなかった。この問題の平和的解決には、地域の関係国が一堂に会する六者会合が現時点で最善の枠組みであり、我が国も粘り強く外交努力を重ねている(評価シート1-2)。

韓国は、北東アジア地域において自由と民主主義、市場経済といった共通の価値観を共有する重要なパートナーであり、日本と韓国の良好な関係は、北東アジア地域の平和と安定にとって極めて重要である。平成16年度には、シャトル首脳会談が行われたほか、朝鮮半島出身者の遺骨の調査等の過去に起因する問題へ

の取組が引き続き進められた。さらに、日韓双方でそれぞれの音楽や映画等の交流や人の交流が進む中、「日韓友情年2005」を開催し、様々な分野における交流・協力において良好な関係を維持する努力が続けられた(評価シート1-3)。

他方、歴史認識の問題や平成17年3月に島根県議会において「竹島の日」条例が成立したことなどを契機に、韓国政府は対日姿勢を硬化するに至ったが、我が国政府としては、我が国の立場を明確に説明するとともに、韓国政府に対し、冷静な対応を求めている。

日中関係は、我が国にとって最も重要な二国間関係の一つであり、その発展はアジア太平洋地域全体の平和と繁栄にとって極めて重要である。平成16年度に行われた2度の日中首脳会談では、日中関係は二国間関係のみならず地域・国際社会にとっても極めて重要であるとの認識を共有した。また、貿易をはじめとする経済関係や人的交流がこれまでになく深化・拡大している。

その一方で、東シナ海における中国による資源開発や、「相互事前通報の枠組み」、国連海洋法条約の手続きを踏まない海洋調査船の度重なる活動、中国原子力潜水艦による国際法違反の領海内潜没航行など、我が国の安全保障や主権的権利等を侵害する問題も生じており、我が国はその都度嚴重な抗議や申し入れ等を行ってきた。

我が国政府としては、個別の懸案が日中関係全体の支障とならないよう、あらゆるレベルにおける対話を通じ、幅広い分野における協力を強化するとともに、日中間の共通利益を拡大していくよう、外交努力を重ねている(評価シート1-4)。

東アジア地域では、通貨危機や米国同時多発テロ等を契機に国境を越えた様々な問題への取り組みにおける地域協力の重要性が共有されるようになり、東アジア共同体の形成も視野に入れた幅広い分野での協力が着実に進展を見せている。我が国は、このような動きは地域協力を更に深化させるものとして歓迎しており、各種の機能的協力の推進、ASEANを中核としつつ他の地域パートナーの参加も得た「開かれた地域主義」の実現、普遍的ルールに則った共同体形成の推進等に向けて積極的に貢献してきた。

日露関係においては、戦後60年を経ても依然として未解決である北方領土問題が最大の懸案となっている。両国関係の更なる進展のためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。平成16年には、2度の首脳会談を

はじめ、外相会談や次官級協議等、あらゆるレベルで可能な限り頻繁に平和条約締結に向けた協議を行い、平成17年1月の外相会談では、双方の立場の隔たりを埋めるための真剣な話し合いを行っていくことで意見が一致した。また、政治対話、貿易経済分野の協力、国際舞台における協力や人的交流・文化交流等、「日露行動計画」の着実な実施を通じて幅広い分野で両国関係が進展した（評価シート4-5）。

（2）海外邦人の安全確保、危機管理体制の強化

年間約1,700万人の国民（8人に1人）が海外に渡航し、96万人の永住者・長期滞在者が海外に居住する中で、海外において事件・事故に遭遇する邦人の数も急速に増大しており、在外公館の扱った援護実績も16,000件を超えている。また、平成13年の米国同時多発テロ事件、平成14年のインドネシア・バリ爆弾テロ事件、平成16年のイラクにおける邦人人質事件、さらには、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害等の緊急事態が発生している中で、緊急事態発生時における邦人保護体制を平素より整備・強化していくことが必要である。

外務省は、国民に対する領事サービスの向上、海外における日本人の安全確保、緊急事態対応の強化を図るため、平成16年8月の機構改革において、領事移住部を領事局に格上げした。同時に、多岐にわたる領事業務に対してより迅速かつ的確な対応をとる、またきめの細かい領事サービスを提供するとの観点から、省全体としての取り組みを促すことを目的として「領事サービス本部」を設置し、領事サービスの徹底を図るための課題に取り組んでいる。

また平成16年度には、領事窓口サービス改善のための基本事項についての指針を作成し、全在外公館に指示したほか、領事事務のITシステム強化やIC旅券の導入に向けた準備を進めた。また、在外公館投票実施公館の拡大や在外選挙人登録数の増加に向けた施策を実施した他、海外安全情報等の適時適切な情報発信や24時間緊急電話サービスの拡充等にも取り組んでいる。このほか、領事体制強化の一環として、専門性を備えた職員の育成を目的とした領事研修の一層の充実を図るなど、ハードとソフトの両面から領事分野の機能強化を進めている（評価シート15-1、15-2、15-4）。

2．国際の平和と安定のための「日本発外交」

（1）国際テロ対策

米国同時多発テロ以降、国際社会におけるテロ対策が進められているが、国際テロの脅威は依然として深刻である。アル・カーイダやジユマ・イスラミーヤと

いったイスラム過激主義団体、国境を越えて活動するテロへの対策は、最優先で取り組まなければならない課題となっている。また、ウサマ・ビン・ラーディンをはじめとするアル・カーイダ幹部がイスラム教徒に聖戦を呼びかける声明の中には我が国への言及も見られ、国際テロは我が国にとっても直接的な脅威となっている。

我が国は、如何なる理由をもってしてもテロを正当化することは出来ず、断じて容認できないとの立場であり、国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、平成16年度においても、テロに対する政治的意思の形成、関連分野における対策の強化、途上国に対する支援面等に積極的に取り組んだ。特に、途上国等に対するテロ対策能力向上支援やテロ防止関連12条約の締結促進の働きかけ、また、国連やG8等の枠組を通じた国際テロ対策の強化において成果をあげている（評価シート7-3）。

（2）中東の平和と安定への取り組み

中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にとって極めて重要であり、また原油輸入の8割以上を中東地域に依存する我が国にとり、我が国への石油の安定供給という国益にも直接結びつくものである。そうした観点から、我が国は、アフガニスタンの国家再建や、自衛隊による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」としたイラクへの復興支援等に尽力してきたほか、中東和平問題の解決に向けた具体的な進展のための国際社会の努力に積極的に貢献してきた。また我が国は、中東・イスラム諸国との伝統的な友好関係を活かし、中東和平実現に向けた直接的な働きかけを行うとともに、「日・アラブ対話フォーラム」や「イスラム世界との文明間対話セミナー」など我が国独自の取り組みを通じて関係の強化を図り、この地域の平和のための努力を行ってきた。我が国のこうした努力は、紛争当事者を含めた関係諸国から高く評価されており（評価シート5-1、7-1）、イスラム諸国との相互理解の促進としても有効な手段となっている（評価シート5-4）。

（3）大量破壊兵器等の不拡散・脅威削減への取り組み

北朝鮮の核問題、イランの核問題、パキスタンの科学者による核関連技術流失等により、国際的な軍縮・不拡散体制が引き続き大きな挑戦に直面する中、国際社会は、拡散の脅威への対処や不拡散の多国間枠組の強化のための多様な努力を重ねた。軍縮・不拡散における多国間の枠組みが有効に機能するためには、大量破壊兵器関連ルールの5つの側面（ルールの設定、ルールの履行、ルールの遵守状況の検証、ルール違反の是正措置、ルールの普遍化）がそれぞれ適切かつ有効に機能することが重要であり、我が国としても国際社会の取り組みに積極的に参画した結果、それぞれの側面で進展が見られた（評価シート8-1）。

特に、我が国が国連総会に提出した核軍縮決議案が平成16年も圧倒的多数の賛成で採択されたことは、重要な貢献となった他、不拡散の側面において、我が国は、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための措置を検討・実践するための国際的取組である拡散に対する安全保障構想（PSI）海上阻止訓練や、アジアにおける不拡散体制の強化について議論する第2回不拡散協議を主催することで、特にアジア地域における不拡散体制の強化に向けた具体的な貢献を行った。また、包括的核実験条約（CTBT）の国内監視施設2カ所が平成16年度中にCTBT機関より認証を受けた他、対ロシア非核化協力事業において第一隻目の原潜解体を完了させた。一方、5年に一度開催される平成17年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議では、手続事項や核軍縮を巡る立場の違いから実質的事項に関する合意文書を作成できない結果に終わった。

（４）国連安全保障理事会の改革の推進

現下の国際社会は、貧困や地球環境問題、感染症といった問題に加え、大量破壊兵器の拡散、テロ等の新たな脅威、課題に直面しており、これらに対処するため、国際社会における唯一の包括的かつ普遍的な組織である国連の役割の重要性がますます高まっている。そのような中、特に安全保障理事会は、冷戦の終結以降、国際社会の平和と安全に果たす役割を拡大しており、そのような安保理が効果的に活動するためには、その機能の強化と改革が必要である。我が国は、外交の一つの柱として国際協調を重視し、人的、財政的貢献も含め国連との協力を積極的に進めてきており、改革された安保理において我が国が常任理事国となることは、我が国及び国際社会にとって大きな利益になると考えている。

このような考えを踏まえ、平成16年6月に「国連改革に関する有識者懇談会」報告書を取り纏めたほか、7月には川口外務大臣（当時）が国内外の有識者やハイレベル委員会の委員を招き、ハイレベル委員会関連京都会合を主催して日本の考え方を提示した。更に9月には、小泉総理大臣がドイツ、ブラジル、インドと首脳会合を開き、安保理改革のために共闘し、常任理事国入りについての相互支持を行うことを表明した。また、国連総会一般討論演説において、小泉総理大臣が国連の機能強化の重要性と我が国の安保理常任理事国入りへの決意を訴えたほか、同行した川口外務大臣もこの機会を利用して各国代表に対して精力的に我が国の立場に対する理解を求めた。このような努力の結果、平成17年3月に公表された国連事務総長報告において、安保理常任理事国拡大を含む国連改革案が提示され、安保理改革に向けた議論が具体化した（評価シート7-4）。また、我が国からの積極的働きかけもあって、国連総会審議において我が国の常任理事国入りへの支持や改革案への賛同が着実に増加したが、総会における票決を求めるには至っていない。

また、我が国の国際貢献を一層進めるため、我が国は平成16年の非常任理事国選挙に立候補し当選。平成17年1月より非常任理事国をつとめている。

3．豊かな世界と日本の繁栄のための外交

(1) 重層的な貿易・経済関係の構築

平成16年度の世界経済は、原油価格の高騰等の不安定要因はあったものの、米国の自律的な景気拡大や、欧州の景気回復の動き、ブラジル、ロシア、インド、中国の高い経済成長、更には我が国においても緩やかになりつつも景気回復が続くなど、全般として概ね着実な景気回復基調を維持した。

このような世界的な経済成長の背景には、多角的貿易体制の強化・発展に向けた国際社会の努力がある。世界貿易機関（WTO）における「ドーハ開発アジェンダ」（新ラウンド）交渉の取組が進む中、我が国としても、貿易の更なる自由化及びグローバル化に対応した新たなルール作りを目指すとともに、重要性を増しつつある途上国の多角的貿易体制への取り込みと途上国開発への貢献を進めながら積極的に交渉に参加することで、国益にかなった野心的かつバランスのとれた妥結に向けて努力している。平成16年度においては、WTO一般理事会での枠組合意がまとまり、交渉の最終的な妥結に向けた重要な進展があった（評価シート10-1）。

WTOを中心とする多角的貿易体制を補完するものとして、地域協力の枠組の強化及び地域・二国間での経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の有効活用が外交戦略上も重要となっている。平成16年度においては、メキシコとの間でのEPA協定が締結されたほか、フィリピンとのEPA大筋合意、マレーシア、タイとの交渉の進展、インドネシア、ASEAN全体との交渉に向けた協議の進展がなされた。また韓国との間で、平成17年中のFTAの実質的交渉終了につき首脳間で再確認された他、チリ、インドの間でも研究会の立ち上げが合意された。（評価シート10-2）

(2) 国際的開発課題への取り組み

経済・財政状況を踏まえた国内の厳しい議論を受けつつ平成16年度も引き続き、ODAを外交における重要な政策手段の一つとして位置付け、特にアジアやアフリカを主対象として戦略的に活用を図った。また平成17年2月には、これまでのODA中期政策を抜本的に見直し、「人間の安全保障」の視点、貧困削減、持続的成長、地球規模問題、平和の構築といった重点課題の考え方、アプローチ及び具体的取組、更には現地機能の強化を主眼とした効率的・効果的な援助の実施に向けた方策等について明確にし、ODAを一層戦略的に実施するための方途を示した。

具体的に平成16年度において、ASEANを含むアジア地域に対しては、経済・社会インフラ、教育・人材育成といった分野から地方分権化、テロ・海賊、平和の構築といった分野まで、広汎な支援を行ってきた。また感染症、貧困、紛

争、債務等が依然として特に深刻なアフリカに対しては、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて、継続的かつ積極的に支援を実施した。特にTICADプロセスにおいては、人間中心の開発、経済成長を通じた貧困削減、平和の定着を三本柱として具体的イニシアティブを發揮しており、11月にはTICADアジア・アフリカ貿易投資会議を開催した（評価シートでは事務事業シート又は参考資料に記載。なお、今後は、中期計画を念頭に置いた評価シートを検討していくこととしている）。

（スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害）

平成16年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波での大損害に対しては、災害2日後に被災国への緊急援助物資の供与や自衛隊を含む人的な緊急援助活動をNGOの協力も得つつ開始するなど迅速に対応し、被災国政府及び被災民、さらには国際的にも高い評価を得た。平成17年1月6日には、小泉総理大臣がジャカルタにおいて開催されたASEAN主催緊急首脳会議に出席し、資金、人的貢献及び知見の三点で最大限の支援を実施していくことを表明した。その中で、我が国は、資金面で被災国へ総額約5億ドルの緊急無償支援を行うことを発表したほか、知見の面でも、1月18～22日にかけて神戸で開催された国連防災世界会議にインド洋災害に関する特別セッションを設けることを提案した。実際、同セッションでは「インド洋災害に関する特別セッションの共通の声明～より安全な未来に向けたリスク軽減～」が発出され、同声明は世界会議の終了後に発表された兵庫宣言にも盛り込まれた。

（3）「人間の安全保障」の推進

グローバル化の進展の負の側面として、エイズ等の各種感染症の流行、環境汚染、国際組織犯罪、テロ等の新たな脅威に国際社会は直面している。これに加え、冷戦終結後、国家間の戦争に代わって国内・地域紛争が多発し、これを政府として十分に管理できていないために発生している難民の流出や国内避難民の発生も大きな問題となっている。また、大規模な自然災害により多数の人々が深刻な影響を受けた結果、被災国のみによる復興活動が困難になるというのも脅威の一例である。

平成16年12月に公表されたアナン事務総長の諮問機関である国連改革に関するハイレベル委員会の報告書では、このような現代の国際社会の直面する脅威を新たに類型化し、世界システムが国家間関係から国境を越えた人々の関係へと変化したと指摘されている。我が国は、国際社会が人間一人一人に焦点をあて、国家・国際社会による保護に加え、各国、国際機関、NGO、市民社会が協力して、人々が自らの力で生きていけるよう人々や社会の能力強化を図っていく必要があるとの考えの下、「人間の安全保障」を提唱している。

我が国は、この「人間の安全保障」の視点を重視して外交を推進しており、「人間の安全保障」が従来の安全保障概念を補完するものとして定着し、平成15年

5月にアナン国連事務総長に提出された人間の安全保障委員会最終報告書の提言を踏まえた取組が実践されるよう活動している。さらに、右報告書のフォローアップ、人間の安全保障基金の方向性の指示を目的として設置された人間の安全保障諮問委員会（緒方貞子国際協力機構（JICA）理事長が議長）への支援を行うことなどを通じて、我が国が進めてきた「人間の安全保障」概念が国際的に共有されるよう働きかけを実施している。

人間の安全保障基金は、平成11年に日本政府からの拠出を得て国連事務局に設置されて以来、国連関係機関の援助プロジェクトに資金を供与してきている。我が国は、平成16年度に同基金に対して約30億円を拠出し、これまでの拠出累計は約290億円となった。また基金からの支援として、平成16年度に22プロジェクトを決定した（評価シート11-1）。また我が国のODA政策においても、平成15年に改定されたODA大綱に従い「人間の安全保障」の視点を重視してきており、特に実施に力を入れている「草の根・人間の安全保障無償資金協力」にはこの考え方を強く反映させている。

（４）「ニッポン・プロモーション」の促進への取組

日本の魅力をブランドとして海外に積極的に発信することは、海外のより多くの人々を日本に惹きつけるだけでなく、対日投資の拡大や訪日外国人観光客の増大を通じ、日本自身の経済、社会、文化の活性化にもつながることが期待されている。

その中で、海外からの直接投資は日本に新しいビジネスモデル、経営ノウハウ等をもたらし、日本経済の活性化と競争力強化に貢献している。我が国は、日本を外国企業にとってより魅力ある市場にするための様々な対策を講じ、平成13年からの5年間で対日直接投資残高の倍増を目指すこととした。政府一体となったインベスト・ジャパン・キャンペーンの中で、外務省は、在外公館を積極的に活用し、日本の関係機関とも連携しつつ、対日投資の広報や促進に注力している。また欧米との投資イニシアティブ会議等で、規制緩和からビジネス環境改善まで、幅広い分野について活発な議論と意見交換を行っている（評価シート10-2）。平成16年末の対日直接投資残高は、計画の起点である平成13年度末からは約4兆円伸びており、順調な成果を上げている。

また訪日観光客の拡大に向けて、外務省は関係省庁、ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）実施本部事務局、国際観光振興機構（JNTO）、地方自治体と協力しつつ、特に在外公館を活用して日本の魅力を発信する活動を実施するなど、観光客誘致のために積極的に取り組んでいる。

21世紀最初の国際博覧会であり、平成17年3月から愛知県で開催されている「愛・地球博」（正式名称：2005年日本国際博覧会）は、「自然の叡智」をテーマに、人類が直面する諸問題に対して地球規模で知恵を出し合って取り組むことにより、自然と共生する新たな社会のあり方を提示する試みを行っている。

同博覧会では、日本と世界各国とが「地球大交流」を通じて相互理解を図ることを目指しており、国際交流の上で非常に重要な国際イベントと位置付けられる。

多くの国々の参加を得るため、在外公館をはじめとして、日本全体として積極的な参加招請活動を行った結果、日本で開催される国際博覧会としては最多の120を超える国・国際機関から参加の意向が表明された(評価シート10-1)。

4. 連帯と共感を目指した文化外交、「魅力的な日本」の発信

文化交流と海外広報は、国際社会に対して我が国の外交政策や諸事情、文化・思想の魅力を広く発信することにより、諸外国国民の我が国に対する理解と信頼を高め、外交政策を推進する上での環境を整備することを目的としている。特に近年、グローバル化の進展により、政府以外の多くの組織や個人が様々な形で外交に関与するようになり、政府として我が国の外交努力やその背景にある考え方を自国民のみならず各国の国民に説明し、理解を得る必要性が増している。さらに近年、軍事力や経済力といった相手の政策変更を促すことができる力(ハード・パワー)に加え、その国がもつ価値観や文化の魅力で相手を惹きつける力、いわゆるソフト・パワーが、国のイメージを高め、外交力の向上と広義の安全保障、海外での邦人の安全性の向上につながるとの認識が広がっている。こうしたことから、パブリック・ディプロマシーという考え方が注目されており、外務省においても平成16年8月の機構改革において広報文化交流部を発足させ、海外広報と文化交流をより有機的に組み合わせ、それを官民が連携して実施するための体制整備を行った。また、日本文化の潜在力を効果的に活用することを通じて我が国外交に幅と奥行きを持たせるための方策を議論するため、12月より小泉純一郎総理大臣の主催にて有識者の参加を得た「文化外交の推進に関する懇談会」を開催した。さらに、地方自治体や民間の交流団体との間でのネットワークを構築するべく種々の働きかけを始めている。

また国際文化交流には、海外の頭脳や才能を日本に招き入れることを通じて日本社会を活性化させたり、対日イメージの向上を通じて日本製品の販売促進につながるといった経済的な効果も期待できる。このような観点から、我が国は様々な人物交流、文化・芸術交流、文明間対話を含む知的交流、さらには開発途上国に対する文化協力を通じ、中長期的観点から諸外国における日本のイメージ、親日感の向上に努めてきた(評価シート13-1、13-2、14-1)。

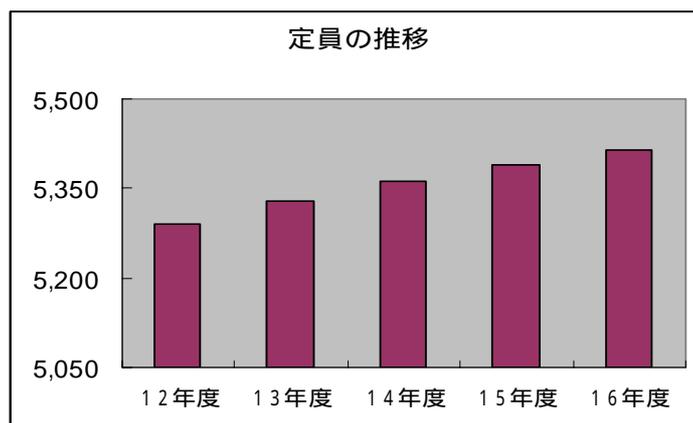
5 . 外交実施体制

外務省は、国際社会の直面する諸問題に能動的かつ迅速に対処し、また、日本の国益を追求するため、全力を挙げて取り組んでいるが、その平成16年度の外交政策の実実施体制（定員、予算、機構）は、以下のとおりとなっている。

（1）予算・定員

平成16年度は国家公務員（非現業）の定員を前年度より445人削減する中において、外務省の増員（純増）は24人。この結果平成16年度末の外務省定員は、5,414人となっている。うち、外務本省には2,143人が配置されている。

平成12年度末	5,289人
平成13年度末	5,329人
平成14年度末	5,363人
平成15年度末	5,390人
平成16年度末	5,414人



また、厳しい財政状況の下、予算は近年減少傾向にあり、平成16年度の外務省予算は7,212億円（前年度比146億円減）となっている。

予算・定員の局別別の配分は下記の通り。

局名	定員（人）	予算（単位：千円）
大臣官房	708	167,477,513
広報文化交流部	61	29,093,507
国際社会協力部	89	74,282,208
総合外交政策局	148	12,917,786
アジア大洋州局	165	6,023,355
北米局	81	400,555
中南米局	42	132,322
欧州局	112	2,218,948
中東アフリカ局	84	470,980
経済局	159	19,403,385
経済協力局	189	393,449,118
国際法局	83	131,164
領事局	134	14,132,514
国際情報統括官組織	65	716,707
研修所	17	376,279
外務本省合計	2,137	721,226,341

（２）各国との比較

我が国の外務省の定員は、外務省職員は米国（21,049人）の4分の1、更に英（7,980人）、独（7,958人）、仏（8,965人）も下回っている。また、我が国の外務省予算（7,072億円）は、国民一人あたり外務省予算、外務省予算の対GDP比、国家予算に占める割合の指標のいずれにおいても、イタリアを除くG8諸国を下回っている（以下の表参照）。

区分	外務省予算 (億円)	国民1人当り外 務省予算(円)	対GDP比 (%)	国家予算に 占める割合 (%)	外務省職員数 (人)
日本	7,072	5,534	0.13	0.86	5,414
アメリカ	25,777	8,679	0.22	0.97	21,049
ドイツ	8,248	9,998	0.29	2.39	7,958
英国	12,029	20,250	0.56	1.18	7,980
フランス	6,000	9,934	0.28	1.53	8,965
カナダ	4,087	12,893	0.25	2.52	6,175
イタリア	2,924	5,103	0.17	0.33	5,046

外交予算については、国により制度、組織が異なり、単純な比較は出来ないが、我が国の外務省予算規模を把握する一助として、各国の外務省予算及び経済協力実施省庁が別に存在する国についてはその省庁の予算を含めた予算を外務省予算として掲載した。

外務省予算及び国家予算については2005年度予算を使用。カナダについては2004年度予算を使用。

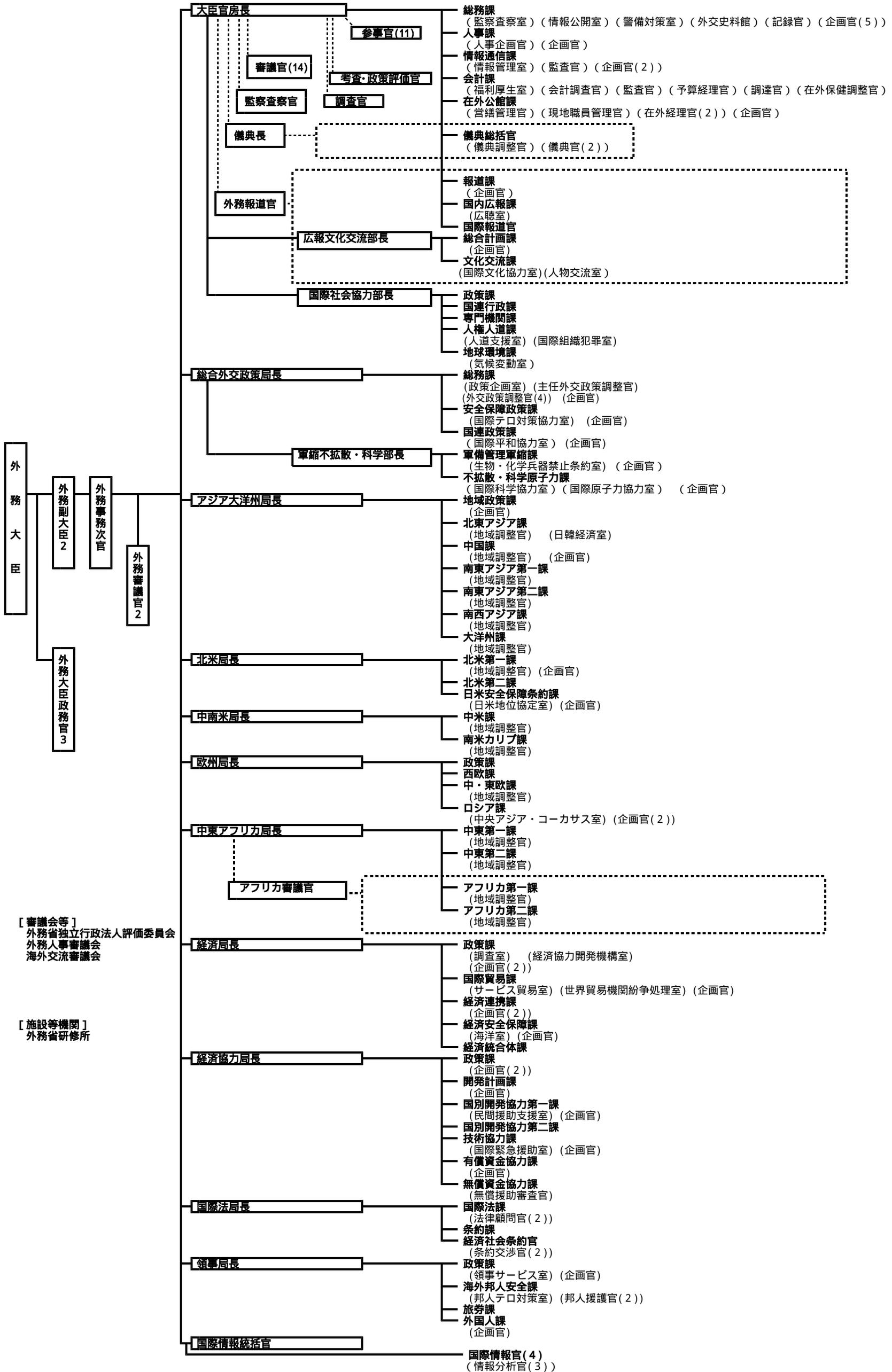
各国の換算レートは2005年度支出官レートを使用。

各国の外務省職員数は2004年調査の数字である(日本は2004年度末定員の数字である。)。但し、各国の外務省の体制及び所掌事務が異なり、各国「外務省」の職員数を単純に比較することは必ずしも適当でないと考えられるため、本表においては、各国外務省の職員数とわが国外務省が所掌する分野の事務を所掌する外庁等(例えば米国の国際開発庁や独の経済協力省)の職員数を合わせた数を掲載している。

(3) 外務省改革

外務省は、能動的かつ戦略的な外交実施体制を構築するために、平成14年より外務省改革に取り組んできた。その内容は、意識・制度面の改革及び組織・機構面の改革である。全体を俯瞰すれば、外務省改革「行動計画」に盛り込まれた改革措置160項目について殆どすべて措置が講じられており、新たに導入され又は改善した制度等については着実に定着しつつあるが、変動する国際社会において、能動的・積極的な外交を展開していくためには、不断の改革努力が必要であると認識している(評価書 2. 外務省改革)。

その改革の一環として、平成16年8月には、「選択と集中」により「我が国の安全と繁栄を実現するための能動的・戦略的な外交」を展開出来る組織・機構にするために、大幅な組織改編を行った(新たな機構図は添付の通り)。



第二部 概要

・実施計画に基づく事後評価

< 評価総括票の記載内容 >

(番号). 対 外交

政策名	(番号) (例: ××における・・・の促進)
目的	(平成 16 年度外務省政策評価実施計画に掲げた政策の目的を記載)
評価	(評価対象政策について外務省としての評価を記載)
次年度の 対応方針	政策の対応 (当該評価対象政策について、評価の結果として、次年度以降どこに重点を置くのか等一般的な方針を記載。)
	事務事業の扱い (評価対象政策の下で実施されている事務事業について、評価の結果、次年度はどのような方針をとるか(拡充強化、継続、縮小、中止・休止)を記載。) (事務事業名 拡充強化) (. . . 今のまま継続) (. . . 内容の見直し) (. . . 中止・廃止)

Ⅰ. 実施計画に基づく事後評価

- 1 地域・分野

1. 対アジア大洋州外交

政策名	1-1 東アジアにおける地域協力の強化	
目的	東アジアの地域協力の枠組を活用した連携の強化	
評価	東アジア地域協力については、特に東アジア共同体形成に向けた動きにおいて進展があった。また、地域協力の枠組みにおける協力案件についても着実な実施が図られた。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 最近の国内外の関心の高まりを踏まえ、東アジア共同体及び東アジア首脳会議に関する施策に重点をおく。我が国として引き続き積極的に東アジアにおける各種機能的協力をリードしていくとともに、第1回東アジア首脳会議の成果文書に次のような考えが反映されるよう努めていく必要がある。 (1)開放性、透明性、包含性に基づく「開かれた地域協力」を基本理念に据える。 (2)地域協力の基本的アプローチとして、「機能的アプローチ」、自由、民主主義、人権等の普遍的価値やグローバルなルールの尊重・遵守、地域の共通意識深化を目指した人的・知的交流推進、安全保障については当面は非伝統的分野での協力中心を明らかにする。	
	【事務事業の扱い】 日 ASEAN 行動計画のフォローアップ、日・ASEAN 包括的経済連携推進等を通じた「5つの構想」の実施 今のまま継続 日・ASEAN 首脳会議及び同外相会議の開催 今のまま継続 ASEAN + 3 首脳会議及び同外相会議の開催 今のまま継続 東アジア共同体形成に向けた取組 拡充強化 EASG(東アジア・スタディ・グループ)による諸提言の着実な実施 今のまま継続 日中韓首脳共同宣言フォローアップ 今のまま継続	

政策名	1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
目的	日朝平壤宣言に基づき、諸懸案を包括的に解決し、わが国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化	
評価	北朝鮮との関係については、最重要外交課題の一つとして、積極的な取組の努力がなされた。進展は一部にとどまっているが、拉致、核、ミサイルといった北朝鮮との諸条件を包括的に解決すべく、さらに効果的な取組を進めていく必要がある。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 (1)北朝鮮にかかる情報の収集・分析 (2)より効果的な政策の検討・実施とそのための政府部内での情報の交換 (3)関係国との緊密な情報の交換、政策のすりあわせ (4)六者会合や日朝外交ルート等を通じた北朝鮮側への働きかけ	
	【事務事業の扱い】 核、ミサイル等、安全保障問題への取組 拡充強化 拉致問題解決への取組 拡充強化	

政策名	1-3 未来志向の日韓関係の推進																					
目的	友好協力関係を更に緊密かつ深いものに発展させることを通じての地域の平和と繁栄への寄与																					
評価	日韓関係をより高い次元に発展させることについては、予期しえなかった事情等に影響を受けたところはあるが、引き続き具体的な実績を積み重ねていくよう努力を継続する必要がある。																					
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民交流事業の促進 (2) 過去に起因する諸問題への具体的行動 (3) 日韓歴史共同研究の継続 (4) 日韓自由貿易協定締結のための努力 (5) 日韓安保対話の継続 <hr/> <p>【事務事業の扱い】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">「日韓共同未来プロジェクト」の推進</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>「日韓友情年 2005」の実施</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>恒久的査証免除に向けた協議</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日韓 EPA（経済連携協定）に関する協議の推進</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>経済緊密化のための環境整備（各種協議の推進等）</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>対北朝鮮政策についての連携の強化</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日韓安保対話、防衛交流の促進</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>人的交流の拡大</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日韓刑事共助条約締結交渉の推進</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>竹島問題</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> </table>		「日韓共同未来プロジェクト」の推進	今のまま継続	「日韓友情年 2005」の実施	今のまま継続	恒久的査証免除に向けた協議	今のまま継続	日韓 EPA（経済連携協定）に関する協議の推進	今のまま継続	経済緊密化のための環境整備（各種協議の推進等）	今のまま継続	対北朝鮮政策についての連携の強化	今のまま継続	日韓安保対話、防衛交流の促進	今のまま継続	人的交流の拡大	今のまま継続	日韓刑事共助条約締結交渉の推進	今のまま継続	竹島問題	今のまま継続
「日韓共同未来プロジェクト」の推進	今のまま継続																					
「日韓友情年 2005」の実施	今のまま継続																					
恒久的査証免除に向けた協議	今のまま継続																					
日韓 EPA（経済連携協定）に関する協議の推進	今のまま継続																					
経済緊密化のための環境整備（各種協議の推進等）	今のまま継続																					
対北朝鮮政策についての連携の強化	今のまま継続																					
日韓安保対話、防衛交流の促進	今のまま継続																					
人的交流の拡大	今のまま継続																					
日韓刑事共助条約締結交渉の推進	今のまま継続																					
竹島問題	今のまま継続																					

政策名	1-4 未来志向の日中関係の推進											
目的	幅広い分野における日中間の「共通利益」の拡大 日中間の経済問題の早期発見・未然防止と相互補完関係強化 感情に左右されない関係の確立とそのための環境整備											
評価	平成16年度における日中関係は、様々な懸案も生じたが、あらゆるレベルでの率直な対話を含め政策目的達成に向けての進展が見られる。共通の利益の拡大を通じ、未来志向の関係構築に向けて引き続き努力が必要である。											
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>日中友好関係の更なる発展に向け、意見の異なる分野においても、個別の懸案が日中関係全体の発展に生じないよう、あらゆるレベルにおける対話を深め、相互理解を増進するとともに、「日中共同作業計画」の策定をはじめとして、幅広い分野において地域・国際社会に寄与する未来志向の協力を強化していく。</p> <hr/> <p>【事務事業の扱い】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">要人往来をはじめとする間断なき対話</td> <td style="text-align: right;">拡充強化</td> </tr> <tr> <td>新日中友好21世紀委員会の実施等・重層的な交流の推進</td> <td style="text-align: right;">拡充強化</td> </tr> <tr> <td>北朝鮮情勢や日中韓協力をはじめとする地域・世界における協力の促進</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>日中経済パートナーシップ協議をはじめとする経済協議</td> <td style="text-align: right;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>各種招聘事業・知的交流の実施</td> <td style="text-align: right;">拡充強化</td> </tr> </table>		要人往来をはじめとする間断なき対話	拡充強化	新日中友好21世紀委員会の実施等・重層的な交流の推進	拡充強化	北朝鮮情勢や日中韓協力をはじめとする地域・世界における協力の促進	今のまま継続	日中経済パートナーシップ協議をはじめとする経済協議	今のまま継続	各種招聘事業・知的交流の実施	拡充強化
要人往来をはじめとする間断なき対話	拡充強化											
新日中友好21世紀委員会の実施等・重層的な交流の推進	拡充強化											
北朝鮮情勢や日中韓協力をはじめとする地域・世界における協力の促進	今のまま継続											
日中経済パートナーシップ協議をはじめとする経済協議	今のまま継続											
各種招聘事業・知的交流の実施	拡充強化											

政策名	1-7 日印グローバル・パートナーシップの強化	
目的	潜在力の大きなインドとの戦略的パートナーシップの強化	
評価	インドとのグローバル・パートナーシップの強化については、首脳レベルでの合意から4年を得て、その内容を具体化する作業が平成16年度に首脳・外相レベルでも行われ、一定の成果をあげることが出来た。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 全般的な関係強化に向けたモメンタムを維持するための政治的コミットメントを維持すべく、要人往来、各種協議を維持、拡充するとともに、経済分野における関係強化を最優先しつつも、その次の優先分野を特定し、これら分野での具体的な施策を講じていく。	
	【事務事業の扱い】 要人往来の実施 日印安保対話等各種協議の実施 日印経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	今のまま継続 拡充強化 今のまま継続

政策名	1-8 太平洋島嶼国との関係強化	
目的	太平洋島嶼国との友好協力関係の深化と対日協力姿勢の確保	
評価	大洋州島嶼国との関係の強化、対日協力姿勢の確保において実績があがっており、政策目的が概ね達成されている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 国連・安保理改革等、重要案件に対する対日協力関係の強化 【政治面】 (1)我が国の近接地域における親日的国家群の確保・維持(安全保障の観点から) (2)国連等国际場裡における我が国の立場への一層の理解と支持の確保(支持母体) (3)水産資源の持続可能な利用、IWC、放射性物質輸送等に関する我が国の立場への一層の理解と支持の確保(個別問題への対応) (4)島嶼国地域に強まる中国の影響への対応(中国と台湾間の外交攻勢に関する情報収集および安全保障面の影響に関する分析を含む) (5)島嶼国の存在および発展に直接影響する為、関心が高い環境問題への対応 【経済協力面】 太平洋島嶼国地域に対する我が国の経済協力は、太平洋を共有する島嶼国が持続可能な開発を達成できるように支援するとの観点のみならず、我が国のマルチ外交戦略上極めて重要な意味を有するが、同地域に対するODA援助額はここ数年ODA予算全体の減額の割合以上に激減しており(具体的には平成12年度以来、ここ3年で65%減)そうした状況下にあつて、なお我が国諸政策の支持母体として位置づけを確保していくためには、太平洋・島サミットプロセスの拡充強化や要人往来等の機会を捉えたきめ細かい対応が必要。	
	【事務事業の扱い】 第3回日・PIF(太平洋諸島フォーラム)首脳会議のフォローアップ PIF域外国対話への積極的な参加 青年招聘事業の実施	拡充強化 今のまま継続 今のまま継続

2. 対米外交

政策名	2-1 米国との政治分野での協力推進	
目的	日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化	
評価	日米間の政治対話においては、日米両国の直面する主要な課題についての意見の一致が図られ、多くの成果が得られた。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 引き続き、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。二国間問題としては、在日米軍の再編、BSE問題等、また、国際社会が直面する課題として日米両国が協力して取り組むべきものとしては、北朝鮮問題、イラク・アフガニスタン等の中東の安定に関わる問題、大量破壊兵器の拡散防止、テロ対策、国連改革といった問題について、米国との間で緊密な連絡を取りつつ取り組んでいく必要がある。また幅広い分野での日米間の交流の推進についても引き続き取り組んでいく。	
	【事務事業の扱い】 政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施 民間有識者を含む対話の実施 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招へい 日米交流 150 周年記念へのモメンタムの付与 政府間レベル・草の根レベルを含む重層的な日米交流の促進	今のまま継続 今のまま継続 今のまま継続 中止・廃止 拡充強化

政策名	2-2 米国との経済分野での協力推進	
目的	日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進	
評価	日米経済関係では、個別経済問題への多国間貿易ルールを活用した対処の他、日米経済関係の強化に向けた「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営が適切に図られた。BSE問題においては科学的知見に基づいた緊密な協議による解決努力がなされている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 第二期ブッシュ政権との間でも引き続き協動的・建設的な対話を行っていきけるような枠組みの構築に重点を置きながら、個別問題に対処していく。 (1) 成長のための日米経済パートナーシップの下で推進されてきた日米間の協調関係を、第二期ブッシュ政権との間でも更に発展させていく必要がある。 (2) 今後も民間部門の意見を聴取し、在米企業の経済活動の障害となっているような制度については米国政府に改善を求めるよう働きかけを行っていくことが重要である。 (3) 日米間に存在する個別問題については、日米関係を害することがないように早期解決に向けて取り組んでいく必要がある。	
	【事務事業の扱い】 成長のための日米経済パートナーシップの運営 日米経済関係強化に向けた取組 個別通商問題への対処	拡充強化 今のまま継続 今のまま継続

政策名	2-3 米国との安全保障分野での協力促進	
目的	日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保	
評価	米国との安全保障分野での協力については、日米安保体制の信頼性の維持・強化に向けて適切な対応がとられ、政策目的達成に資する成果が出ている。	
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>今後も、わが国及び国民の安全と繁栄を確保するとの日本外交の目標のため、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保に向けて施策を継続的に検討する。</p> <p>(1)依然として不確実・不安定な要素が存在しているアジア太平洋地域情勢に鑑み、日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めていく必要がある。</p> <p>(2)今後も日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のために、日米間の協力を緊密なものにすると共に、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の協力と理解を得ていくことが重要である。</p>	
	【事務事業の扱い】	
	安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続	今のまま継続
	SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の推進	今のまま継続
	日米地位協定の運用改善	今のまま継続

3. 対中南米外交

政策名	3-1 ブラジルとの二国間関係の強化及び国際場裡での協力関係強化	
目的	地域の大国であり、国際場裡で発言力を増しつつあるブラジルと中長期的視点に立った関係の構築	
評価	8年ぶりの首脳によるブラジル訪問が実現し、国連安保理での協力を含むブラジルとの関係強化が大幅に進展した。また、在日ブラジル人が抱える諸問題への対応でも進展があった。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 平成20年(2008年)(移住100周年、「日伯交流年」)に向けて、二国間関係及び国際場裡での協力の気運が高まっており、今後益々交流を拡大していく必要がある、引き続き両国間の緊密な対話と関係促進に努めていく必要がある。また、経済関係再活性化は両国首脳間で話し合われている日伯間の最も重要な課題の一つでもあり、今後、ルーラ大統領訪日のフォローアップも含め、更なる政府間協力の強化が必要。	
	【事務事業の扱い】	
	政治対話、政策対話の実施	今のまま継続
	経済関係活性化のための政府間協力の推進	拡充強化
	平成20年(2008年)(移住100周年)に向けた日伯交流拡大	拡充強化

政策名	3-2 メキシコとの協力と交流の強化	
目的	地域の大国であり、経済的重要性の高いメキシコとの戦略的パートナーシップの深化	
評価	メキシコとの関係では、首脳レベルを含む要人往来がなされ、幅広い分野での協力を進めることで合意した他、経済連携協定の署名(平成16年9月)及び発効後の運用に向けた進展があった。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 経済関係強化のために、日本企業支援を含めた日墨EPAの効果的な実施を図る必要がある。また、経済関係の強化を基礎に、政治、文化、経済協力等の分野における協力関係を強化する。	
	【事務事業の扱い】	
	日・メキシコ間のハイレベルの要人往来の活性化などを通じた両国間の更なる関係強化	今のまま継続
	国際場裡における協力(中米支援、環境等)	拡充強化
	日・メキシコ経済連携協定締結とその効果的実施	拡充強化

政策名	3-3 カリブ共同体(カリコム)諸国との対話の促進	
目的	国連等の国際的な場での対日協力姿勢の確保・強化	
評価	カリブ共同体との間では、捕鯨問題、放射物質輸送問題を始めとするわが国にとって主要な分野について対日理解と協力を得る上で具体的成果があり、政策目的が概ね達成されている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 カリコム諸国に対する不断の対話、接触により、日カリコム友好協力関係強化と国際場裡における協力につき働きかける。	
	【事務事業の扱い】	
	要人の往来を通じた幅広い国際問題に関する対話の推進	今のまま継続
	「日・カリブ交流年」のテーマの下での人物・文化交流の促進(日・ジャマイカ及び日・トリニダード・トバゴ国交開設40周年事業を中心に)	中止・廃止

4. 対欧州外交

政策名	4-1 EU との政治面における一層の関係強化	
目的	「日欧協力 10 年」の下、EU との政治対話の着実な実施・幅広い協力の推進	
評価	EU との政治対話と協力は、平成 16 年度においても引き続き活発であり、対中武器禁輸解除問題や京都議定書を巡る対応を含め、着実な進展があった。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 次年度は、平成 17 年 5 月の日・EU 定期首脳協議で合意した日・EU 間の戦略的な対話を強化するべく、それぞれの政治対話の機会において、これまで以上に東アジアの安全保障環境に重点を置いた協議を行う予定である。	
	【事務事業の扱い】 「日・EU 協力のための行動計画」の実施 日・EU 定期首脳協議（首脳レベル） 日・EU トロイカ外相協議（閣僚レベル） 日・EU トロイカ政務局長協議（外務審議官レベル） 日・EU トロイカ政策担当者協議（ブリュッセル他で開催） 「2005 年日・EU 市民交流年」（平成 17 年 1 月～）	今のまま継続 今のまま継続 今のまま継続 今のまま継続 拡充強化 拡充強化

政策名	4-2 欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の進展（西欧諸国）	
目的	二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築	
評価	首脳、外相レベルを含む政府間での共通の諸課題に関する政策調整や民間有識者を含む賢人会議の開催等様々な取り組みが行われている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 引き続き、我が国と西欧諸国が直面する政治・経済面での諸課題についての政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。 (1)平成 17 年度においては、平成 16 年度に行った各種施策の成果、課題を十分に分析し、新たな課題に活かしていくことが必要である。 (2)その上で、国連改革、欧州憲法批准プロセスを含む EU 拡大、イラク、テロ対策、対中武器輸出措置解除といった、我が国と西欧諸国との協力を確保すべき当面の案件について、我が国の国益に合致した結果を得るためには、引き続き、西欧諸国との間での政治・経済分野での協力を更に推進する必要がある。	
	【事務事業の扱い】 政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施 民間有識者を含む対話の実施及び西欧各国の諸政策への決定に直接参画 または影響力を有する民間人を含めた交流を促進	今のまま継続 今のまま継続

政策名	4-3 欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の進展（独をはじめとする中・東欧諸国）									
目的	二国間の文脈及びグローバルな協力の関係の構築									
評価	政治的背景の異なる様々な諸国と接点を見だし関係強化を図っている姿勢が具体的な実績から明らかになっている。									
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>引き続き、二国間の文脈及びグローバルな協力関係の構築に努める。</p> <p>【グローバルな協力関係の構築】</p> <p>(1)西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合の成果を着実にフォローアップする必要がある。</p> <p>(2)平成17年9月の「国連ミレニウム宣言に関する首脳会合」が成功裡に開始されるべく、安保理改革について中・東欧諸国の理解を得るよう協力関係を構築する必要がある。</p> <p>(3)コソボの「水準」履行状況に関する包括的レビューの結果如何によっては、コソボの最終的地位に関する議論が国連において開始される可能性があるところ、平成17年1月以降安保理メンバーである日本は、その議論に積極的に関与する必要がある。</p> <p>【二国間の協力関係の構築】</p> <p>(1)総理大臣/外務大臣の往訪を通じた二国間関係の強化を図る必要がある。</p> <p>(2)日ハンガリー首脳会談において立ち上げが合意された「日ハンガリー協力フォーラム」を軌道に乗せる必要がある。</p> <p>(3)EUへの加盟が日本との二国間関係に与える影響を踏まえ、新規加盟国（候補国を含む）との新たな関係構築に努める必要がある。</p> <p>(4)旧ソ連地域における民主化の動きを注視しつつ適切な協力関係の構築に努める必要がある。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0"> <tr> <td>要人往来をはじめとする対話の継続・促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>国際的課題や国際情勢に関する協議</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>民間部門における交流の促進</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>人的、知的交流の促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>		要人往来をはじめとする対話の継続・促進	今のまま継続	国際的課題や国際情勢に関する協議	今のまま継続	民間部門における交流の促進	拡充強化	人的、知的交流の促進	今のまま継続
要人往来をはじめとする対話の継続・促進	今のまま継続									
国際的課題や国際情勢に関する協議	今のまま継続									
民間部門における交流の促進	拡充強化									
人的、知的交流の促進	今のまま継続									

政策名	4-4 中央アジア・コーカサス諸国に対する二国間関係の増進	
目的	(1) 要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化 (2) 人材育成、インフラ整備への支援等による市場経済化の促進	
評価	平成16年度は中央アジア・コーカサスとの関係では、外相訪問及びその際の「中央アジア+日本」対話設立により、協力関係がこれまでの関係から大きく前進した。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 平成17年度は以下の点に重点におき、政策を拡充・強化、あるいは継続する。 (1) 中央アジア・コーカサス諸国との一層の信頼関係の構築を図るため、引き続きハイレベルの同地域諸国訪問の実現を探求する。 (2) 「中央アジア+日本」対話を通じて打ち出した5分野 ^(注) の協力の柱を軸として、閣僚及び事務レベルでの協議等を通じて、中央アジア諸国との協力(経済協力、ビジネス振興策、トラック2の立ち上げ等)を具体化していく。(注) 政治対話、地域内協力、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流。 (3) 公館未設置地域等についての機構要求等を通じて中央アジア・コーカサス地域における実施体制面での強化を図る。	
	【事務事業の扱い】	
	「中央アジア+日本」対話の実施	今のまま継続
	政治対話(首脳会談、外相会談)	今のまま継続
	事務レベル協議	今のまま継続
	経済協力	今のまま継続
	民間部門における交流の促進	今のまま継続
	人的、知的交流の促進	今のまま継続

政策名	4-5 平和条約締結への取組を含む、幅広い分野における日露関係の進展	
目的	領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すと共に、幅広い分野における日露関係を進展させること	
評価	ロシアとの関係では、政策目的に向けて精力的な外交が展開され、引き続き平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備に取り組むとともに、幅広い分野での関係強化では、着実な実績が積み重ねられた。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 引き続き我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、「日露行動計画」の着実な実施を通じて、幅広い分野で日露関係を発展させていく。	
	【事務事業の扱い】	
	平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備	拡充強化
	政治対話の積極的な実施	今のまま継続
	貿易経済分野における協力の推進	拡充強化
	国際舞台における協力の推進	今のまま継続
	人的交流・文化交流の推進	拡充強化

5. 対中東外交

政策名	5-1 中東和平実現に向けた働きかけ	
目的	中東和平の実現への貢献	
評価	政策目的達成に向けた積極的な取り組みがなされイスラエル・パレスチナ側双方及び他の関係国から高く評価されている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	両当事者による和平努力を積極的に支援するため、対パレスチナ支援の一層の強化に努めるとともに、要人往来の一層の活発化等を通じ、わが国の政治的役割の増大に努める。また、イスラエル・パレスチナ双方の信頼醸成に資する信頼醸成措置をその内容につき一層工夫しつつ継続する。
	【事務事業の扱い】	
	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ	拡充強化
	対パレスチナ支援	拡充強化
	信頼醸成措置	内容の見直し

政策名	5-2 イラクの平和と安定のための支援	
目的	イラクの平和と安定への貢献	
評価	国際社会の支援により、民主化に向けての政治プロセスは順調に進む一方、治安情勢については予断を許さない状況にある中で、イラクの平和と安定へのわが国の貢献の度合いを図ることは困難であるが、自衛隊による人的貢献及びODAによる支援などのわが国の支援は成果をあげており、関係諸国から高い評価を受けている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や憲法草案に対する国民投票、国民議会選挙等の政治プロセスの転機に留意する。
	【事務事業の扱い】	
	人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）	今のまま継続
	政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善）	今のまま継続
	二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）	今のまま継続

政策名	5-3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援	
目的	アフガニスタンの安定への貢献	
評価	アフガニスタンは治安情勢については不安定要素がある一方、着実に和平・復興が進んでいる。復興支援には様々な主体が関わっており、アフガニスタンの安定へのわが国の貢献度合いを図ることは困難であるが、わが国の人道支援及び和平の定着を念頭に置いたわが国の支援は、着実に実績を積み重ね、成果をあげている。また、当事国であるアフガニスタンはもちろん、国際社会全体から高い評価を受けている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	平成17年9月に予定されている議会選挙の実施により、アフガニスタンの和平プロセスに一応の目途がつくこととなるが、まだ最貧国のレベルにある同国の復興と安定は道半ばであり、我が国を含めた国際社会は引き続き同国への支援を継続する必要がある。	
	【事務事業の扱い】	
	二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）	今のまま継続
	和平・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、和平・復興の進展）	今のまま継続

政策名	5-4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大	
目的	わが国の中東政策における国際的な発言力の強化	
評価	他の地域と比較して、これまでの交流の機会が必ずしも多かったとは言えない中東・イスラム諸国との対話の機会を着実に積み上げていくことは、将来的に政策目的の達成に照らした前進、成果につながりうる。また、交流拡大の実績もあがっている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	中東・イスラム諸国との対話は中長期的な視点に立って考えていく必要があり、政策当局同士の対話については、その内容、フォローアップ等を念頭に置きつつ、今後も実施していく。また、有識者同士の対話についても、政策立案との関連性を常に念頭に置きつつ実施していく。	
	【事務事業の扱い】	
	中東諸国との対話の深化・拡大	今のまま継続
	イスラム世界との対話の深化・拡大	今のまま継続
	我が国の立場と支援姿勢の積極的広報	今のまま継続

6. 対アフリカ外交

政策名	6-1 T I C A Dプロセスを通じたアフリカ開発の推進	
目的	アフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と国際社会のパートナーシップ（連携）に基づく持続可能なアフリカ開発の推進	
評価	アフリカ開発の課題は広範多岐にわたるが、わが国のイニシアティブによるT I C A Dプロセスは、アフリカ開発に関する重要なフォーラムとして定着してきており、政策目的に向けて、着実に実績が積み重ねられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 アフリカの貧困、飢餓、感染症等の問題は依然として深刻な状況にある。このような状況の下、特に平成17年は、アジア・アフリカ首脳会議（4月）、G8サミット（7月）、ミレニアム宣言に関する首脳会合（9月）、WTO第6回閣僚会議（香港、12月）等、アフリカ開発が主要なテーマとなることが予想される重要な国際会議が続き、国際社会においても対アフリカ支援の強化が主要な課題となることが想定される。従って、我が国としても、T I C A Dプロセスを通じたアフリカ開発の一層の推進のため、各々の施策を強化していく方針である。	
	【事務事業の扱い】 T I C A Dプロセスの着実な推進と制度化 今のまま継続 わが国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づくより包括的かつ積極的な支援の推進 拡充強化 パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進） 拡充強化	

政策名	6-2 マルチの国際的枠組におけるアフリカに対する協力の強化	
目的	（1）アフリカにおける平和・安定と経済社会開発の促進 （2）アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係の維持・強化	
評価	わが国が参加するG8その他のマルチの枠組を通じた取組が、政策的にどの程度貢献しているか、また、その中でわが国の貢献度合いを測ることは困難であるが、国際社会全体におけるアフリカ問題への関心の高まりの中におけるG8その他のマルチの枠組を通じたわが国の着実な取組に関する実績があげられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 次年度は、国際社会が重視し、実際にも今後のアフリカの発展の鍵を握るとされるアフリカ連合（AU）や準地域機関の活動への支援等、及び、MDGsを見据えG8アフリカ行動計画を踏まえた対アフリカ支援の実施に重点を置きつつ、政策を継続していく方針である。	
	【事務事業の扱い】 国際場裡におけるアフリカ関連の議論への積極的な貢献 拡充強化 G8アフリカ行動計画の着実な実施 拡充強化 アフリカ連合（AU）、準地域機関の活動の支援等 今のまま継続	

政策名	6-3 アフリカとの重層的な交流の実施								
目的	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保及び日本国内でのアフリカへの関心喚起								
評価	目的に照らした政策の効果については長期的判断が必要であるが、他の地域と比較して、地理的・歴史的要因から文化・人的交流が希薄であるアフリカとの関係で、アフリカン・フェスタの開催など様々な形で交流の実績を積み重ねており、政策目的に向けた有効な取組がなされている。								
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】 次年度は、G8 サミットや国連ミレニアム宣言に関する首脳会合などアフリカに国際的な関心が高まる「アフリカの年」であり、この機会を活用してアフリカとの交流の拡充強化を図る方針。また、アフリカ各国からだけでなく、アフリカの地域機関ともこれまで以上に交流を進めるとともに、日本国内でのアフリカへの関心を更に高める。</p> <hr/> <p>【事務事業の扱い】</p> <table> <tr> <td>アフリカンフェスタ 2004 の開催</td> <td>今のまま継続(アフリカンフェスタ 2005 の開催)</td> </tr> <tr> <td>各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>アフリカ関係広報活動の積極的な推進</td> <td>拡充強化</td> </tr> </table>	アフリカンフェスタ 2004 の開催	今のまま継続(アフリカンフェスタ 2005 の開催)	各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進	拡充強化	我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進	今のまま継続	アフリカ関係広報活動の積極的な推進	拡充強化
アフリカンフェスタ 2004 の開催	今のまま継続(アフリカンフェスタ 2005 の開催)								
各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進	拡充強化								
我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進	今のまま継続								
アフリカ関係広報活動の積極的な推進	拡充強化								

7. 国際の平和と安定に対する取組

政策名	7-1 イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣に関する事業への取組	
目的	中東地域の平和と安定、繁栄の実現	
評価	イラクにおける自衛隊による人道復興支援及びインド洋への海上自衛艦の派遣を通じたわが国の協力は、国際社会から高い評価を得ている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	国際的な安全保障を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。	
	【事務事業の扱い】	
	イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣に関する事業	今のまま継続

政策名	7-2 国際平和協力の拡充、体制の整備	
目的	平和の定着（和平プロセスの促進、国内安定・治安の確保、人道復興支援）	
評価	平和の定着においては、東ティモールやゴラン高原のPKO活動、ダルフル紛争によるスーダン難民への人道的救援活動等で実績をあげている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	政策の重点を、国際平和協力の場での活躍できることにシフトしつつ、国内外の人材との接触、ネットワークを強化すると共に、人材訓練機関等と積極的な連携を実施する。	
	【事務事業の扱い】	
	国際平和協力の拡充、体制の整備（含国際平和協力懇談会のフォローアップ）	拡充強化

政策名	7-3 国際テロ対策協力	
目的	国際テロ対策への貢献	
評価	国際社会が直面する大きな課題である国際テロ対策については、途上国におけるテロ対処能力の向上やテロに対する国際的な法的枠組みの強化等において実績があげられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	平成17年度も前年度に引き続き、国際テロの脅威が依然として深刻である中、我が国が自国の安全確保のみならず、国際の平和と安定に貢献するという見地から、国際テロ対策協力の積極的な取組は必要不可欠である。特に、国際的に展開されるテロ活動の特性にかんがみて、必要な資源が不足しがちな途上国に対するテロ対処能力向上支援を一層進めていくことが、我が国自身の安全確保の観点からも必要不可欠である。また、国際社会全体として有効なテロ対策を進めることが、テロの防止・根絶のために必要であることから、多国間、二国間協議等を通じた働きかけを強化していくことが極めて重要である。	
	【事務事業の扱い】	
	途上国のテロ対処能力向上支援	拡充強化
	多国間、二国間協議等を通じたテロ対策強化の働きかけ	拡充強化

政策名	7-4 国連におけるわが国の地位向上								
目的	国連におけるわが国の地位向上								
評価	国連政策にとって最重要課題である安保理改革の実現に向けた気運を高め、その道筋をつくるという点で平成16年度は着実な進展があった。								
次年度の対応方針	【政策の対応】 次年度は、平成17年9月に向け、夏までに安保理改革に関し決定を下すことを目標として掲げていることを踏まえ、引き続き国内世論の喚起、広報対策に力を入れるとともに、夏までに「枠組み決議案」への各国への支持取り付けのための働きかけに重点を置いて政策を継続する。								
	【事務事業の扱い】 <table border="0"> <tr> <td>国連、安保理改革の議論活性化、我が国の立場に対する理解促進と支持拡大</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>国連改革に関する有識者懇談会の設置・運営</td> <td>中止・廃止</td> </tr> <tr> <td>国内地方都市におけるシンポジウム・講演会の開催、特集記事掲載、国外シンポジウム、講演会への参加</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>2004年安保理非常任理事国選挙における我が国の当選に向けた積極的働きかけ</td> <td>中止・廃止</td> </tr> </table>		国連、安保理改革の議論活性化、我が国の立場に対する理解促進と支持拡大	拡充強化	国連改革に関する有識者懇談会の設置・運営	中止・廃止	国内地方都市におけるシンポジウム・講演会の開催、特集記事掲載、国外シンポジウム、講演会への参加	拡充強化	2004年安保理非常任理事国選挙における我が国の当選に向けた積極的働きかけ
国連、安保理改革の議論活性化、我が国の立場に対する理解促進と支持拡大	拡充強化								
国連改革に関する有識者懇談会の設置・運営	中止・廃止								
国内地方都市におけるシンポジウム・講演会の開催、特集記事掲載、国外シンポジウム、講演会への参加	拡充強化								
2004年安保理非常任理事国選挙における我が国の当選に向けた積極的働きかけ	中止・廃止								

8. 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

政策名	8-1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散	
目的	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じたわが国及び国際の平和と安全の確保	
評価	大量破壊兵器及び運搬手段の軍縮・不拡散の分野における政策目的との関連では、進展の度合いを測ることは困難であるが、わが国の取組は着実に成果をあげている。	
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>軍縮・不拡散のための取り組みとして、(1)大量破壊兵器関連ルールの設定、(2)各参加国による大量破壊兵器関連ルールの履行、(3)大量破壊兵器関連ルールが遵守されているか否かの検証、(4)大量破壊兵器関連ルール違反に対する是正措置、(5)大量破壊兵器関連ルールの普遍化の5つの視点から各種施策を、下記のとおり重点等を見直しつつ、今後も実施していく。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>(核兵器)</p> <p>G8先進国首脳会議、不拡散シニアグループへの積極的参加 今のまま継続</p> <p>ジュネーブ軍縮会議への積極的参加 今のまま継続</p> <p>核兵器不拡散条約(NPT)運用検討プロセスへの積極的な参加 今のまま継続</p> <p>NPT、包括的核実験禁止条約(CTBT)の加入国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ 今のまま継続</p> <p>核軍縮決議案の国連総会への提出・採択 今のまま継続</p> <p>旧ソ連諸国に対する非核化協力事業(ロシア退役原潜解体事業「希望の星」等)の実施 今のまま継続</p> <p>IAEA(国際原子力機関)の保障措置の強化 今のまま継続</p> <p>CTBT国内運用体制整備・強化 今のまま継続</p> <p>(生物・化学兵器)</p> <p>生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化・国内実施強化のための支援 今のまま継続</p> <p>我が国のBWC・CWC履行の経験や知見の第三国への提供 今のまま継続</p> <p>化学兵器禁止機関(OPCW)の機能強化のための支援 今のまま継続</p> <p>(輸出管理)</p> <p>原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)等の国際的輸出管理レジームの強化 今のまま継続</p> <p>原子力供給国グループへの事務局機能の提供 今のまま継続</p> <p>(ミサイル)</p> <p>弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への参加国を増やすための努力 今のまま継続</p> <p>(その他国際協力)</p> <p>アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取り組み(アジア諸国を対象とする協議・セミナー等の実施) 拡充強化</p> <p>拡散に対する安全保障構想(PSI)に対する貢献(各種会合における議論及び他国主催訓練への積極的な参加、わが国による初の訓練主催) 今のまま継続</p>	

政策名	8-2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化	
目的	テロリスト・犯罪者等への武器の流出を防止し、国際社会の平和と安定に寄与すること。紛争終了後の国家や地域の開発・発展の促進	
評価	わが国がイニシアティブをとっている本政策において、特に通常兵器の規制に関する枠組みの構築等に向けた実績と進展がみられる。	
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>平成17年度は、国際的な枠組みの構築に関する国際的な議論に対し積極的な貢献を行っていくと同時に、その成果を、具体的なプロジェクトに反映させていくなど、有機的に両者を推進していく。具体的には以下の通り。</p> <p>(1) 国際的な枠組みの構築へのわが国の課題としては、平成17年6月に開催予定の小型武器トレーシング作業部会(国際文書採択予定)、7月に開催予定の国連小型武器中間会合(2年に一度、小型武器行動計画の運用状況をレビュー)の後に立ち上げられる予定のブローカリング政府専門家会合(今後のブローカー規制の枠組みを検討)、平成18年6月の国連小型武器行動計画検討会議(5年に一度)と、小型武器問題への取組において今後の重要な指針を設定していく国際会議が予定されており、わが国としてもこれらの議論に積極的に参加・貢献していく。</p> <p>(2) 具体的プロジェクトの推進においては、地雷対策に関して、前述の新地雷政策を基軸としつつ、アジア、アフリカ、中東における地雷の被害が深刻な国を中心に地雷除去、地雷回避教育、被害者支援のプロジェクトを積極的に発掘・実施していく。また、小型武器に関しても、平成17年は「アフリカの年」と言われる国際的潮流を踏まえ、小型武器重被害地域であるアフリカを中心に、小型武器回収や関連のキャパビル・プロジェクトを積極的に推進していく。</p> <p>(3) 地雷対策については、これまでと同様の規模で良質な案件の発掘実施に積極的に努めるとともに、省内・省外に存在する様々な支援スキームを有機的且つ効率的に活用できるよう通常兵器室の調整役としての役割を強化する。</p>	
	<p>【事務事業の扱い】</p> <p>オタワ条約の普遍化への取組</p> <p>小型武器の非合法取引の防止に対する国連の取組への積極的参加</p> <p>CCW(特定通常兵器使用禁止制限条約)への取組</p> <p>地雷対策・被害者支援への貢献、小型武器関連プロジェクト等の実施(含む、途上国での啓蒙等を目的とするセミナー、ワークショップの開催)</p>	<p>今のまま継続</p> <p>今のまま継続</p> <p>今のまま継続</p> <p>拡充強化</p>

9. 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力

政策名	9-1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
目的	IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じた、原子力の平和利用の確保及び推進	
評価	わが国の原子力利用にとって極めて重要な放射性物質・原子力関連資機材等の円滑な移転に向けた国際協力を含め、着実な成果をあげている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 政策の重点を原子力の平和的利用の前提となる多国間協定・条約の早期締結にシフトする。放射性物質輸送については引き続き積極的な働きかけを実施する。	
	【事務事業の扱い】 放射性物質輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応 多数国間協定締結にむけた取り組み 二国間原子力協定に基づく協力 原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(R C A(医療について)) I A E A 及び国内関係者との事故訓練を通じた、原子力事故関連 2 条約上の義務の履行による緊急体制の維持、強化	今のまま継続 拡充強化 拡充強化 今のまま継続 今のまま継続

政策名	9-2 科学技術に係る国際協力の推進	
目的	我が国及び国際社会の科学技術発展	
評価	二国間での科学技術協力の拡充が図られるとともに、国際的な計画・枠組に関しても着実な進展が見られる。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 安定した実績を維持している二国間政府対話と ISTC については継続とし、次年度以降事業の本格的始動に入ることが予想される ITER、並びに再活性化が予想される ISS については、重点項目として補充強化の方向で検討する。	
	【事務事業の扱い】 米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の強化 国際熱核融合実験炉(ITER) 計画の実現に向けた国際協力の推進 国際宇宙基地(ISS) の活用を通じた科学技術協力の強化 国際科学技術センター(ISTC) の活用を通じた科学技術協力の強化	今のまま継続 内容の見直し 拡充強化 今のまま継続

10. 国際経済に関する取組

政策名	10-1 グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画	
目的	WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みの強化	
評価	WTO 新ラウンド交渉への取組を始め、G8 サミット、OECD での積極的取組み・努力の結果、政策目的達成に向けた進展がみられる。	
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>【G8 サミット】</p> <p>国内財政状況が厳しい状況下ながら、わが国としても積極的に途上国支援に取り組んでいく必要があり、アジア諸国の発展におけるわが国貢献の経験を活かして積極的に議論に参加し、バランスのとれた方向性が打ち出されるよう取り組んでいく。</p> <p>【WTO】</p> <p>WTO 新ラウンド交渉に関しては、途上国への配慮を念頭に置きながらも、わが国の主張が反映され、バランスのとれた合意がされるよう交渉に取り組んでいく。</p> <p>【OECD】</p> <p>OECD のような国際機関においては、単年度・単発の提案・活動ではなく、継続的にわが国の理念を表明し、積極的に議論に関与していくことが OECD を通じてのわが国の国際貢献、プレゼンス向上につながると考えられることから、引き続き OECD を通じたわが国の理念の世界への発信及び OECD の知見のわが国経済・社会システムへの活用に重点をおいて継続していく。とりわけ、OECD がグローバルな役割を果たすため、非加盟国が関与する活動を積極的に協力していく。</p> <hr/> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>【G8 サミット】</p> <p>主要先進国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画及び各種作業グループへの積極的貢献 今のまま継続</p> <p>【WTO】</p> <p>交渉プロセス全体を牽引するためのイニシアティブ発揮を通じた WTO ドーハ開発アジェンダ交渉活性化への貢献 拡充強化</p> <p>WTO 交渉における途上国に係る開発問題への積極的な取組み、途上国の懸念に応える方策の検討や キャパシティ・ビルディングの実施 拡充強化</p> <p>ロシア・ベトナム等との WTO 加盟交渉の促進 今のまま継続</p> <p>新規加盟国（中国等）の義務履行状況の改善 今のまま継続</p> <p>紛争処理手続の適切な運用を通じた多角的貿易体制の強化 今のまま継続</p> <p>海外における知財関連の問題への対応の強化 今のまま継続</p> <p>貿易政策検討制度（TPR）への積極的な取組み 内容の見直し</p> <p>【OECD】</p> <p>様々な分野における OECD 活動への可能な限りの積極的な関与 今のまま継続</p> <p>OECD 活動を通じて得られた成果のわが国の経済・社会システム及び経済政策への活用。OECD の活動や報告のわが国国内への積極的な広報 今のまま継続</p> <p>OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進 今のまま継続</p>	

政策名	10-2 重層的な経済関係の強化・有効活用
目的	グローバルな国際経済の枠組を補完・強化するものとしての地域経済協力の枠組の強化
評価	地域経済協力の枠組強化には多数の主体が関わっており、わが国の取組全体を通じてどの程度これら枠組が強化されたかを明らかにすることは容易ではないが、EPA については、締結に向けて着実に進展が見られており、地域的な経済連携の強化に向けた具体的な成果があがっている。
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>【EU】 日・EU 間の協議、二国間の協議、各種レベルでの人的交流の推進を通じて双方向の貿易・投資の促進を図っていく。具体的には、「日・EU 協力のための行動計画」の推進のために、引き続き日・EU 定期首脳協議や日・EU 規制改革対話等の協議を行うとともに、今後の日・EU 定期首脳協議において投資枠組みの進捗状況を日・EU 双方で確認し、双方向の投資関係の拡大に努めていくことが必要である。また、今後も EU と協力してアジアにおける知的財産権保護に積極的に取り組んでいく。</p> <p>【ASEM】 次年度は、第7回外相会合が京都市で開催されることから、外相会合に関する取り組みに重点を置いて政策を継続する。「貿易、投資、金融に関するタスクフォース」に関しては、ASEM 5 への報告をもって活動が終了したが、今後、ASEM 経済閣僚会合等で、タスクフォースから示された提言の内容を検討し、フォローアップすることが必要。また、その他のイニシアティブに関しても、更に具体化していく必要がある。</p> <p>【APEC】 APEC プロセスの強化やテロ対策について、今後とも積極的に推進する。平成17年度においては、わが国と APEC 地域との間の経済関係が非常に大きなものとなっていることにかんがみ、引き続き APEC 地域の各エコノミーとの協力関係を深めていくことが必要である。 特に平成17年度では、ポータル目標に向けた全般的進捗の中間段階での現状把握を平成17年に行う、とした「上海アコード」(平成13年APEC首脳会議で採択)を踏まえ、中間評価に関する報告書を提出する。</p> <p>【EPA】 (1) 二国間/地域的な経済的枠組みを早期に構築し、経済効果を上げるため、現在進行中の東アジア諸国(ASEAN 諸国、韓国)とのEPA交渉を加速化し、早期の合意を目指すことが必要である。また、それ以外の各国・地域との経済連携強化にも積極的に取り組んでいく。 (2) 相手国との制度調和、ルールの共有化を図るとの観点から、相手国(途上国)が制度整備のノウハウや人材、資金を必要とする場合には、それを支援するため、ODAも活用しつつ、各種協力プロジェクトを実施していくことが重要である。</p> <p>【その他】 (1) 関係省庁及び関係機関と連携し、増加基調にある対日直接投資の一層の促進に努める。 (2) 日本企業支援は、次年度5月に開催される全大使会議においても主要議題の一つとして取り上げられる予定となっているところ、経済団体等からの要望を踏まえつつ、より一層積極的に取り組んでいく。</p>
	<p>【事務事業の扱い】</p> <p>【EU】 日・EU 行動計画を具体化するための双方向の貿易・投資の促進、「相互承認協定(MRA)」の実施と分野拡大の検討、EU 拡大がわが国経済に与える影響への対処および関係者の積極的招聘 今のまま継続 日・EU 規制改革対話の促進 今のまま継続</p>

<p>日・EU ハイレベル協議、日・EU 行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じての欧州共同体や欧州各国との二国間経済関係の強化及び協力案件の推進。日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT) をはじめとするビジネス界との経済分野における (官民) 連携の推進。日本経済を活性化するため参考となる EU における政策の紹介</p>	<p>今のまま継続</p>
<p>【ASEM】 アジア欧州会合 (ASEM) 首脳会合、外相会合等 アジア欧州会合 (ASEM) 調整国業務 ASEM 貿易、投資、金融に関するタスクフォースの活動に対する支援、その他イニシアティブへの適切な対応</p>	<p>拡充強化 中止・廃止 内容の見直し</p>
<p>【APEC】 構造改革、貿易円滑化等での我が方のイニシアティブ及びメンバー間の共同取組の推進を通じた APEC プロセスの強化 APEC におけるテロ対策及びそのためのキャパシティ・ビルディングを行うことを目的に設置された「テロ対策・タスクフォース」(CTTF) の活用</p>	<p>今のまま継続 今のまま継続</p>
<p>【EPA】 韓国及び ASEAN 諸国との間での経済連携協定交渉、協議の更なる推進 自由貿易協定等への対応についての政策的検討の推進及び可能な作業への着手</p>	<p>拡充強化 拡充強化</p>
<p>【その他】 日中韓投資取決めのあり得べき形態に関する非公式研究 対日投資会議及び専門部会等への積極的関与を通じた対日投資の促進 (在外公館における対日投資セミナー等の実施) 日本企業及び外国企業 (対日投資貿易を行う、あるいは検討している) 等に対する支援の拡充のための意見交換の強化及び在外公館企業支援窓口の活用 愛・地球博のプロモーション</p>	<p>今のまま継続 今のまま継続 拡充強化 中止・廃止</p>

政策名	10-3 経済安全保障の強化															
目的	捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給の確保															
評価	エネルギー等の資源の安定供給の確保という政策目的に向けての実績が包括的かつ具体的にあげられている。															
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>【エネルギー・食糧】</p> <p>エネルギー安全保障強化のための国際協調の推進と食糧問題への対策の強化。</p> <p>(1) 持続的で安定的なエネルギー供給のためには、エネルギー分野への投資の促進が不可欠なところ、既存の枠組みも活用しつつ、中東諸国等の産油国との多国間・二国間レベルでの協力を一層強化していく。</p> <p>(2) 食糧については、アジア地域で大流行した鳥インフルエンザの影響や、アフリカで発生した砂漠バッタの異常発生など、国際社会が一丸となって取り組まなければならない問題に引き続き取り組んでいく。また、わが国の安定的で安全な食糧確保との観点から、国際的なルール作りの重要性も増しているところ、このような取組に積極的に取り組んでいく。</p> <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <p>平成17年度は、特に、まぐろ漁業、捕鯨、海賊対策協力、200海里を超える大陸棚の設定に関して取り組む。</p> <p>(1) 中西部太平洋まぐろ類条約の早期締結： 我が国の主要な水産物であるまぐろ類の約80%は、本条約の対象水域にて漁獲されていることから、我が国のまぐろ漁業の安定した発展を図る見地から同条約の締結は重要である。</p> <p>(2) 鯨類資源の持続的利用を図るための IWC における取組： 日本では、水産物が国民の食生活の中で伝統的に重要な位置を占めており、国民1人当たりの水産物消費量は他国に比べて著しく多い一方、世界の海洋漁業資源は万言利用もしくは乱獲の懸念もあり、日本が国際漁業資源管理体制に積極的な役割を果たす意義は大きい。</p> <p>(3) アジア海賊対策地域協力協定の早期締結、及び同協定の発効に向けた各国の協定早期締結への働きかけ： 日本は石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存した海洋国家であり、海上輸送の脅威となり、地域全体の安定と経済の発展に大きな影響を及ぼす海賊問題への取り組みが重要である。地域協力協定の早期締結は、海賊対策を実効的にするために必要である。</p> <p>(4) 我が国の200海里を超える大陸棚の設定に資するための外務省としての取組の強化： 国土面積が小さく、天然資源の乏しい日本にとって、周辺海域の大陸棚に埋蔵される海底資源の経済的な重要性は大きく、この権益を確保するための取り組みは重要である。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <p>【エネルギー・食糧】</p> <table border="0"> <tr> <td>アジア・太平洋地域におけるエネルギー協力強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>IEA、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>食糧問題、FAO(国連食糧農業機関)等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に関わる支援の積極的実施</td> <td>内容の見直し</td> </tr> </table> <p>【漁業、海賊問題、国連海洋法条約の効果的な運用と発展】</p> <table border="0"> <tr> <td>国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加、海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>各地域漁業機関における便宜置籍漁船等IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>捕鯨問題に関する日米対話の継続</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>		アジア・太平洋地域におけるエネルギー協力強化	今のまま継続	IEA、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化	今のまま継続	産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化	今のまま継続	食糧問題、FAO(国連食糧農業機関)等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に関わる支援の積極的実施	内容の見直し	国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加、海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進	今のまま継続	各地域漁業機関における便宜置籍漁船等IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力	今のまま継続	捕鯨問題に関する日米対話の継続	今のまま継続
アジア・太平洋地域におけるエネルギー協力強化	今のまま継続															
IEA、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化	今のまま継続															
産消対話の強化及び中東諸国を始めとするエネルギー生産国との良好な関係の維持・強化	今のまま継続															
食糧問題、FAO(国連食糧農業機関)等の食糧、農業関係国際機関を通じ、食糧問題、農業開発問題に関わる支援の積極的実施	内容の見直し															
国際漁業機関での資源保存と利用交渉への積極的参加、海洋生物資源の保存と持続的利用の原則確保のための国際的協力の推進	今のまま継続															
各地域漁業機関における便宜置籍漁船等IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策の推進、及び国内での対策が国際ルールと整合的に実施されるよう関係省庁との協力	今のまま継続															
捕鯨問題に関する日米対話の継続	今のまま継続															

	我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応及びそのための国際協力の 推進 「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対する我が国の積極的かつ効率的な貢献	拡充強化 今のまま継続
--	--	----------------

11. 地球規模の諸問題への取組

政策名	11-1 人間の安全保障の推進	
目的	人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献	
評価	わが国が提唱している「人間の安全保障」の概念の普及と、そのためのプロジェクトの実施において着実な進展が図られている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 (1)引き続き二国間・多国間外交の場において「人間の安全保障」の理念を取り上げていく。 (2)APEC加盟エコノミーを対象としたセミナーを開催する。 (3)今年度第1四半期の人間の安全保障基金への申請案件数を見極めた上で、来年度の同基金への拠出金の増額の要否を検討する。	
	【事務事業の扱い】 「人間の安全保障基金」を通じた国際機関のプロジェクトの支援 今のまま継続 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援 今のまま継続 国際会議、二国間会談等外交のあらゆる場を通じて「人間の安全保障」の理念の普及の推進 今のまま継続 シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報 今のまま継続	

政策名	11-2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	
目的	世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出、最高意思決定機関である理事会への積極的関与を通じ、途上各国の三大感染症対策を支援	
評価	基金に対するわが国の拠出や効率的支援に向けた各種取組を通じて途上国の三大感染症対策支援が進展している。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 (1)平成17年は7月のグレンイーグルスサミット開催、9月のMDGs中間会合、並びに世界基金の資金補充会合等の国際会議開催の中で、エイズ等の感染症対策は各国首脳レベルの緊急且つ重要課題となっており、またG8諸国が世界基金への拠出誓約を大幅に増加させていること、平成18年度外務省の重点外交政策である地球規模問題への取り組みの一環としての感染症対策として世界基金を重視していくとの観点から、「世界基金の生みの親」である我が国としては、今後他のG8諸国と共同歩調をとりつつ、次年度拠出金の増額を目指しつつ、世界基金の運営・管理に更なるイニシアティブを発揮し、また近い将来アジアにおけるエイズの感染爆発の危機に対処していくために、世界基金を利用しつつ、国民への啓発を図っていく。 このために、アジアを代表する我が国としては、世界基金への拠出増加、世界基金事務局邦人職員の増加を図りつつ、本省における体制の充実を図っていく。 (2)世界基金の合理化と効率化のために、各種委員会（財政・監査委、政策・戦略委及びポートフォリオ委：年9回開催）において、財政規律の遵守、事務局スタッフ増員の歯止め、資金拠出の迅速化、現場レベルでの援助調整の促進化等につき具体的に提言を行い、理事会の場において合意形成を図っていく。 (3)日本支援委員会の強化と米・欧州支援委員会との交流強化については、議員交流、シンポジウムの開催を通じた施策を具体化していく。 (4)世界基金事務局への邦人職員増員については、事務局長に積極的に働きかけを実施していく。	
	【事務事業の扱い】 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出、最高意思決定機関である理事会への積極的関与を通じた途上国の感染症対策への支援 内容の見直し	

政策名	11-3 国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進	
目的	国際社会における人権の保護促進	
評価	関係各方面との連携を通じた国際社会における人権の保護・促進に向けた国内外の取組において実績があげられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 今年度を実施した施策の評価を踏まえ、国際社会における人権の保護・促進に向けた取組をさらに拡充すべきである。次年度以降は、特に、マルチの枠組みにおける人権分野の議論に積極的に参加するとともに、人権に関連する各種国連基金への貢献を充実させることによって、人権分野における国際協力を促進する。	
	【事務事業の扱い】 国連総会、人権委員会等、マルチの枠組みにおける人権分野の議論への積極的参画 イラン、サウジアラビア等の二国間での人権対話の実施 人権に関連する各種国連基金への拠出 人権関連分野でのセミナーの実施 国際的な組織犯罪対策のための取組	今のまま継続 今のまま継続 内容の見直し 今のまま継続 今のまま継続

政策名	11-4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	
目的	世界における人道問題の解決への貢献と国内における難民及び難民認定申請者に対する支援	
評価	スマトラ沖地震・津波災害を始めとする人道支援分野において、国際機関を活用した支援は大きな成果をあげている。また、人道支援分野の国際的協調や我が国における難民・難民認定者に対する支援でも進展がみられる。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 平成16年度に実施した施策の評価を踏まえ、人道支援分野での我が国の取り組みを維持・発展させていくべきである。このため、来年度以降も国際場裏における人道支援分野の議論に積極的に参加すると共に、人道支援関連国際機関への十分な資金拠出を確保し、かつ右が効果的・効率的に活用されるよう尽力する。	
	【事務事業の扱い】 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府への政策提言・協力を行いつつ、現地のニーズに基づいた人道支援の実施 難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、NGO等との連携	今のまま継続 今のまま継続

政策名	11-5 地球環境問題への取組み	
目的	国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じ、地球環境問題への国際的取組に貢献し、同問題を解決する。	
評価	地球環境問題への国際的な取組においては、京都議定書の発効に向けた取組を始め国際的な枠組みの策定及び実施、課題への対応等において具体的な成果があり進展が図られた。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 (1) 次年度においては、国際機関や多数国間環境条約による取組みをさらに進め、積極的な締結、各種会議への参加を通じた取組みの実質的な進捗と我が国の知見を踏まえた貢献をさらにすすめる。 (2) その際、特に重点的に対応が必要な、違法伐採対策、津波、防災協力の取組、気候変動分野におけるポスト京都を踏まえた対応についても、さらに強化する必要がある。 (3) 米国を始めとする京都議定書未締結国への締結働きかけを行う。 (4) 途上国を始めとする各国との対話を継続する。	
	【事務事業の扱い】 国際機関を通じた支援や環境条約の策定、締結、実施を通じた地球環境問題への取組への参画及び貢献 今のまま継続 水、違法伐採、防災、環境教育等、持続可能な開発に係る新しい課題に対する我が国の考え方の世界への発信と定着のための取組 今のまま継続 国連防災世界会議の我が国における開催 中止・廃止 ITTO(国際熱帯木材機関)を通じた持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する国際的な取組を促進するとともに、途上国支援プロジェクトを実施 拡充強化 ロシアを始めとする京都議定書未締結国への働きかけ 内容の見直し 気候変動に関する日米ハイレベル協議を始めとする、気候変動問題に関する日米協議の推進 今のまま継続 「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合の開催を通じた各国との対話の促進 今のまま継続	

政策名	11-6 国際機関における邦人の参画の促進と邦人職員数の増加	
目的	国際機関における人的貢献の推進	
評価	人材バンクシステムの整備等による効率的な情報提供により国際社会における邦人職員の増加に向けた着実な進展がみられる。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 国際機関における人的貢献の推進が、ごく短期間では成果が上がりにくい事項であることに留意しつつ、国際機関職員に係る地道な人材育成、発掘、広報等の施策を継続する。	
	【事務事業の扱い】 大学、民間、各種機関等との協力の下で国際機関職員となる人材の組織的な育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘 今のまま継続 国際機関職員に関する広報および情報提供の強化を通じ、国内外において国際機関職員を志望する邦人数の増加を図る 今のまま継続 国際機関への働きかけ 今のまま継続	

12. 国際法の形成・発展に向けた取組

政策名	12-1 国際法規の形成への寄与	
目的	国際法規の形成に際しての、わが国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りへの積極的貢献 国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決の促進	
評価	各種国際会議への積極的参加や関係国との協議を通じて、国際法規形成に向けてのわが国の貢献は着実に成果をあげている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 今後とも国際法の法典化の各種会議は、各国間の相互依存が深まり、国際法の各分野が精緻化することに伴い、さらに多くなると思われるため、一層積極的に参画していく。同時に形成された国際法を着実に国内において実施していく必要性は高く、特に、ICC規程や国際私法分野の条約の締結に向けて必要な国内法整備について一層の検討を進めつつ、各種会合にも積極的に参加して新しいルール作りに貢献していく。	
	【事務事業の扱い】 国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合において国際法規の形成及び発展の促進 主要な国際フォーラムにおける我が国からの知的貢献 国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施(韓国、ロシア、中国、欧州各国、米国等)	拡充強化 拡充強化 今のまま継続

政策名	12-2 国際法に関する知見の蓄積・活用	
目的	国際法解釈の一層の深化を進め、わが国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤の強化 研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用	
評価	国際法に関する知見の蓄積・活用は、外交活動を支える極めて重要な部分であり、政策目的達成に向けた実績が着実に積み上げられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、我が国が様々な外交案件に適切に対処するためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。今後とも法的観点に関し、日常における種々の研究会の一層充実させ、知見を深めるとともに、種々の案件につき適時適切に検討を加え、助言を行うことにより、政府としての的確な政策執行を確保し、同時に、蓄積された知見を適切に発信していくことが重要である。	
	【事務事業の扱い】 国際法の諸分野、特に最近の国際情勢に関連がある、または国際法を解釈する上で有益な分野について研究会等を通じ、知見の蓄積・法的な検討への取組 現下の外交案件を検討する上で有益な国際法上の論点に関する各種委託調査等の実施 種々の外交案件につき、一般国際法をはじめとする国際法規に基づく解釈を提示し、法的な観点から案件の的確な処理に資する指針の提示 要請に基づき公開講座、大学における臨時的講義の実施。研究者、学生等との意見交換、交流の実施	今のまま継続 今のまま継続 拡充強化 今のまま継続

政策名	12-3 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
目的	わが国外交安全保障の基盤的枠組み作り テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去	
評価	政治・安全保障分野における国際約束は、わが国の平和と安全に直接関わるものであり、政策目的達成に向けた具体的成果があげられる。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 政策目的 及び につき、引き続き対応していく必要がある。特に、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散の分野では、作成・改正交渉中のテロ防止関連条約が今後交渉妥結に向かっていくことが見込まれるところ、これらの条約の締結に向け必要な業務量が増大する可能性があり、業務を拡大する必要がある。	
	【事務事業の扱い】 国際人道法に関連する諸条約等の武力攻撃事態対処法案に関連して必要とされる関係条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 戦後残された課題である日朝国交正常化交渉、日露平和条約交渉に適切に対処（法的な検討及び助言を含む。） テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組	今のまま継続 拡充強化 拡充強化

政策名	12-4 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	
目的	多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 国民生活に影響を与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進	
評価	経済・社会分野における国際約束は、わが国の繁栄や国民生活に直接的な影響を与えるものであり、経済連携協定の締結に向けた取組を始め、政策目的達成に向けた具体的な成果があげられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 政策目的 及び につき、引き続き対応していく必要がある。特に、自由貿易・経済連携への取組につき、業務量増大への対応のため、業務を拡充していく必要がある。	
	【事務事業の扱い】 WTO 新ラウンド交渉の成功にむけて最大限の努力を払う。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討及び助言を行う。 東アジア諸国及びメキシコとの自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）	今のまま継続 拡充強化 今のまま継続 今のまま継続

政策名	12-5 国内・国外・国際裁判への対応	
目的	国内外の各種裁判におけるわが国の国際法解釈を示すことによる、国益の確保	
評価	国内外の裁判における国際法解釈における対応は国益を踏まえて適切になされており、具体的実績もあがっている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 国内外での各種裁判には、わが国政府及びわが国私人（法人を含む）に対して提起される裁判があり、引き続き、政府としての条約の解釈や国際法に対する認識を適時的確に表明し、国益を確保していく必要がある。 また、わが国を当事者とする国際裁判が発生する場合に備え、海洋法等の問題をはじめとして、各種国際裁判の動向を見極める等、所要の準備を強化していく。	
	【事務事業の扱い】 国内外の裁判において、我が国の国際法上の解釈に関する準備書面、意見書の提出 裁判地国政府をはじめとする関係国政府との意見交換 我が国が関係する国際裁判が生じた際の我が国代表団の弁論内容の統括。また、事前調査の実施、法廷での弁論の実施	今のまま継続 今のまま継続 今のまま継続

13. 国際文化交流に関する取組

政策名	13-1 国際文化交流の促進	
目的	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること	
評価	外交政策全般を意識し、文化交流事業の戦略的・効率的実施に向けた努力が行われながら、目的達成に向けての実績が積み重ねられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 中東、中国、韓国等に対する文化交流事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、招へい事業のフォローアップの強化等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。 各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。	
	【事務事業の扱い】 日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業） 人物交流事業 日本語の普及、海外日本研究の促進 大型文化事業	拡充強化 拡充強化 拡充強化 内容の見直し

政策名	13-2 文化の分野における国際協力	
目的	文化、スポーツ、教育の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活用を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること	
評価	規範作りや経済協力、対話の促進など様々なツールを用いて、政策の性質上、政策目的達成度合いを測ることは困難であるが、目的達成に向けての成果を目指した業務が行われている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 外交的ニーズの変化に応じ、文化協力事業を実施していく。 ユネスコを通じた教育・科学・文化の分野における規範作りに対する積極的な貢献を継続し、ユネスコ日本信託基金事業や文化無償資金協力事業を通じた途上国国民の「誇りや自尊心」に対する支援を拡充強化し、文化無償資金協力については、文化交流事業との連携を深めることによって、相手国の文化振興の支援と日本文化の魅力の発信という相乗効果を生み出すと共に、文明間対話については世界各地の文明・地域を対象とした取り組みを推進していく。	
	【事務事業の扱い】 ユネスコを通じた規則づくり ユネスコ日本信託基金事業 文化無償資金協力 対イラク文化・スポーツ協力 文明間対話	内容の見直し 今のまま継続 拡充強化 今のまま継続 拡充強化

14. 広報活動・報道対策

政策名	14-1 効果的な海外広報・外国報道機関対策の実施																					
目的	海外における対日理解・対日親近感の醸成及びわが国の政策への理解増進																					
評価	海外における対日理解増進のために、積極的な広報活動がなされ、過去の政策の実績を含め効果があがっている。																					
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>広報については、IT技術の急速な進展や、情報発信におけるインターネットの重要性拡大を踏まえ、インターネット広報の強化を図る。また、世界における広報環境の多様性に対応すべく、多様な広報手段・媒体を確保する。</p> <p>外国報道機関対策については、総理、外務大臣をはじめとする政府首脳に外国メディアのインタビューや、外遊時・外国首脳訪日時時の共同ぶら下がりなどを積極的に受けていただくなど、政府首脳に前面に出ていただく形を含めた取材協力を一層強化し、また、報道関係者招待の被招待者出身地域等についても一層戦略的に検討を加えるなどして、積極的に海外における対日理解・対日親近感の醸成し、我が国の政策への理解を増進させる。</p> <hr/> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0" data-bbox="343 801 1444 1238"> <tr> <td data-bbox="343 801 1300 835">在外公館における広報活動</td> <td data-bbox="1300 801 1444 835">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 835 1300 869">人物交流事業</td> <td data-bbox="1300 835 1444 869">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 869 1300 902">印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布</td> <td data-bbox="1300 869 1444 902">内容の見直し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 902 1300 936">インターネットでの情報発信</td> <td data-bbox="1300 902 1444 936">拡充強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 936 1300 969">対日世論調査の実施</td> <td data-bbox="1300 936 1444 969">拡充強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 969 1300 1003">報道関係者(ペン記者)の招待</td> <td data-bbox="1300 969 1444 1003">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1003 1300 1093">外国メディアに対する広報(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力等)の実施</td> <td data-bbox="1300 1003 1444 1093">拡充強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1093 1300 1171">誤解や情報不足に基づく外国報道機関の報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申し入れ</td> <td data-bbox="1300 1093 1444 1171">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1171 1300 1205">広報媒体の作成(プレス・リリース、説明資料等)</td> <td data-bbox="1300 1171 1444 1205">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1205 1300 1238">各国首脳同行記者への取材協力</td> <td data-bbox="1300 1205 1444 1238">今のまま継続</td> </tr> </table>		在外公館における広報活動	今のまま継続	人物交流事業	今のまま継続	印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布	内容の見直し	インターネットでの情報発信	拡充強化	対日世論調査の実施	拡充強化	報道関係者(ペン記者)の招待	今のまま継続	外国メディアに対する広報(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力等)の実施	拡充強化	誤解や情報不足に基づく外国報道機関の報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申し入れ	今のまま継続	広報媒体の作成(プレス・リリース、説明資料等)	今のまま継続	各国首脳同行記者への取材協力	今のまま継続
在外公館における広報活動	今のまま継続																					
人物交流事業	今のまま継続																					
印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布	内容の見直し																					
インターネットでの情報発信	拡充強化																					
対日世論調査の実施	拡充強化																					
報道関係者(ペン記者)の招待	今のまま継続																					
外国メディアに対する広報(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力等)の実施	拡充強化																					
誤解や情報不足に基づく外国報道機関の報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申し入れ	今のまま継続																					
広報媒体の作成(プレス・リリース、説明資料等)	今のまま継続																					
各国首脳同行記者への取材協力	今のまま継続																					

政策名	14-2 適切な国内広報・報道機関対策の実施															
目的	外交政策に関する情報を適時に分かりやすい形で国民に提供することにより説明責任を果たすこと															
評価	外交政策に関する情報の国民への提供については、今後、一層工夫の余地はあるが、積極的な取組を通じて、概ね適切な対応が図られている。															
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>引き続き、各種広報を積極的に実施する。</p> <p>(1)平成17年度においては、国連・安保理改革などの重要な課題に関して我が国の取組に対する国民の幅広い支持や協力が必要不可欠であり、広く国民の関心を高め理解を促進するために引き続き各種広報及び報道機関対策に積極的に取り組む。</p> <p>(2)特に、インターネットの重要性の増加に鑑みて、外務省ホームページを当省の情報発信のメインツールと位置づけて拡充・強化を実施する。具体的には新着情報の文字拡大化、音声化等のバリアフリー化を推進、掲載済み文書についても予算の許す範囲(年間2千ページ程度)で順次バリアフリー化に取り組むこととしており、利用者にとっての使い易さ、分かり易さを更に改善することで国民への説明責任を果たしたい。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0"> <tr> <td>外務省ホームページ(日本語版)等、IT・マルチメディアによる情報提供</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>外務省首脳、外務報道官の談話・発表文や記事資料の発出</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>		外務省ホームページ(日本語版)等、IT・マルチメディアによる情報提供	拡充強化	定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成	今のまま継続	タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催	今のまま継続	外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施	今のまま継続	世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握	今のまま継続	外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施	今のまま継続	外務省首脳、外務報道官の談話・発表文や記事資料の発出	今のまま継続
外務省ホームページ(日本語版)等、IT・マルチメディアによる情報提供	拡充強化															
定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成	今のまま継続															
タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催	今のまま継続															
外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施	今のまま継続															
世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握	今のまま継続															
外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施	今のまま継続															
外務省首脳、外務報道官の談話・発表文や記事資料の発出	今のまま継続															

15. 領事政策

政策名	15-1 領事サービスの改善・強化															
目的	<p>利用者のニーズを踏まえた各種サービス及び利便性向上</p> <p>渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組に貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な渡航を確保する</p> <p>在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進</p> <p>海外子女教育施設への安全対策を含む支援拡充</p>															
評価	領事サービスの改善に向けた取組は進展しており、海外交流審議会の答申をも踏まえて更にサービスの向上に努めていくことが適当である。															
次年度の対応方針	<p>【政策の対応】</p> <p>(1)平成16年11月に、「領事サービス本部」での決定を受けて全在外公館に対して示された「領事窓口サービス改善のための基本的事項」の実施状況については、平成17年度にレビュー予定であり、今後もかかる努力を積み重ねることによって、領事サービスの改善・強化を着実に進めていくことが重要。領事事務のIT・システム化についても、インターネットを通じた在留届の申請受付システム及び在留邦人向けメールマガジンシステムの機能改善を図り、国民に対するサービス及び利便性の一層の向上に寄与させる。</p> <p>(2)IC旅券については、今後予想されるIC旅券の高度化及びIC旅券を巡る国際的動向に留意しつつ、技術面・法制面に重点をおいて調査・研究を継続する。</p> <p>(3)在外投票については、当面実施される予定はないが、登録推進は従来どおり精力的に継続する必要がある。その過程では、登録手続きをとらないことの一般的原因につき調査を進める必要があるが、現地紙等を通じての在外選挙制度広報、在外公館へ出向くことが困難な遠隔地に在住の邦人のために効果的な「登録説明会・登録出張受付」を積極的に実施することで、登録促進に努める。</p> <p>(4)海外子女教育体制の強化については、在留邦人から寄せられる日本人学校及び補習授業校に係る新規援助の要望や、治安の悪い地域に所在する日本人学校については安全対策の強化の要望に対応する。</p> <hr/> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0" data-bbox="347 1301 1445 1563"> <tr> <td>領事事務のIT・システム強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>領事出張サービスの拡充強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>領事シニアボランティアの実施体制の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けた調査・研究</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進（モデル事業）</td> <td>内容の見直し</td> </tr> <tr> <td>海外子女教育体制の強化</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>海外教育施設の安全対策の強化</td> <td>拡充強化</td> </tr> </table>		領事事務のIT・システム強化	拡充強化	領事出張サービスの拡充強化	拡充強化	領事シニアボランティアの実施体制の強化	今のまま継続	国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けた調査・研究	今のまま継続	在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進（モデル事業）	内容の見直し	海外子女教育体制の強化	今のまま継続	海外教育施設の安全対策の強化	拡充強化
領事事務のIT・システム強化	拡充強化															
領事出張サービスの拡充強化	拡充強化															
領事シニアボランティアの実施体制の強化	今のまま継続															
国際標準に準拠したIC旅券の導入に向けた調査・研究	今のまま継続															
在外選挙の円滑な実施及び選挙人登録の推進（モデル事業）	内容の見直し															
海外子女教育体制の強化	今のまま継続															
海外教育施設の安全対策の強化	拡充強化															

政策名	15-2 海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化	
目的	海外における邦人の安全確保の更なる強化	
評価	海外における邦人の安全確保に関して、改善を図る余地は依然残るが、概ね適切な対応が図られている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 これまで以上に情報収集・分析に努め、邦人に対する情報提供・啓発を行うとともに、現地治安当局への安全対策要請、邦人保護関係部署・職員の緊急事態対応能力の強化を推進する必要がある。	
	【事務事業の扱い】	
	海外邦人の安全確保に関わる情報収集の強化	今のまま継続
	海外邦人の安全に資する広報・啓発体制の強化	今のまま継続
	24時間緊急電話対応サービスの拡充	今のまま継続
	遠隔地（公館所在地から離れた地）における邦人援護体制の強化	拡充強化

政策名	15-3 外国人問題への対応強化	
目的	在日外国人が抱える問題への積極的取組み、人的交流拡大と出入国管理等厳格化の要請に応える	
評価	在日外国人問題は政府全体で対応すべき問題であるが、外務省としても、その解決に向けた対応に積極的に取り組んでおり、一定の進展もみられている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 (1)外国人問題、日系人問題対応のため国内関係省庁との連携・働きかけの強化 (2)諸外国における外国人政策の調査・研究 (3)セミナー等を通じた在日外国人問題に対する国民への啓発・広報 (4)領事当局間協議を通じた対話の強化	
	【事務事業の扱い】	
	在日外国人・日系人問題対策への対応	今のまま継続
	領事当局間協議	今のまま継続

政策名	15-4 領事の専門性の向上・研修の強化	
目的	領事業務実施体制の整備	
評価	事業実施体制の整備に向けた研修等を実施し、一定の成果があった。	
次年度の対応方針	【政策の対応】 本省・在外公館における効果的な研修の継続的かつ効果的に実施するため、次年度はこれまでの施策を継続して実施するとともに、研修実施体制の強化に重点を置く。	
	【事務事業の対応】	
	省内の研修実施体制の強化	拡充強化
	本省・在外公館における研修の強化	今のまま継続
	外部講師・専門家の効果的活用	今のまま継続

16. 的確な情報収集及び情勢分析への取組

政策名	16-1 的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	
目的	情報収集の強化と政策決定ラインへの適時の情報提供により、外交政策の立案・実施に寄与すること	
評価	政策の性質上、外交政策の立案・実施にどの程度寄与したかを示すことはできないが、重要な外交政策に対して情報の提供が行われており、また、情報収集能力の強化に向けた具体的改善策が講じられる等、政策目的に照らして、実績・成果があがっていると考えられる。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	<p>施策を継続し、かつ、より一層強化するとの評価結果を踏まえ、今後とも一層体制を充実させるべく、予算、機構・定員要求に反映させていく。具体的には、人員体制の強化、外部有識者の一層の活用、公開情報の効率的活用、省内及び関係省庁との連携強化のための施策の検討と実施を図っていく方針である。</p>	
	【事務事業の扱い】	
	在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示及び支援の提供等、在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施	拡充強化
	情報収集手法の開拓及び整備	拡充強化
	政策決定ラインへの適時の情報提供	拡充強化

政策名	16-2 的確な情報分析及び分析の政策決定ラインへの提供	
目的	情報分析能力の強化と政策決定ラインへの適時の情勢分析結果の提供により、外交政策の立案・実施に寄与すること	
評価	政策の性質上、外交政策の立案・実施にどの程度寄与したかを示すことはできないが、重要な外交政策に対して情勢分析の提供が行われており、また、情報分析の向上に向けた具体的改善案が講じられる等、政策目的に照らして、実績・成果があがっている。	
次年度の対応方針	【政策の対応】	
	<p>施策を継続し、かつ、より一層強化するとの評価結果を踏まえ、今後とも一層体制を充実させるべく、予算、機構・定員要求に反映させていく。具体的には、人員体制の強化、外部有識者の一層の活用、省内及び関係省庁との連携強化のための施策の検討と実施を図っていく方針である。</p>	
	【事務事業の扱い】	
	情勢分析能力強化のための政策部局との連携強化	拡充強化
	情報分析能力強化のための外部有識者等の知見の活用	拡充強化
	政策決定ラインへの適時の情報分析の提供 (分析資料の作成と提供、各種説明等の実施)	拡充強化

- 2 外務省改革

政策名	外務省改革への取組
評価の目的	<p>(1)外務省改革「行動計画」(平成14年8月21日策定)を中心とした外務省改革の取組状況を確認し、その成果及び課題等を明確にする。</p> <p>(2)外務省改革「行動計画」の取組状況、その成果、課題等について、国民への説明責任を果たす。</p>
総括的評価	<p>(1)過去3年間(平成14年～平成16年)において、外務省は、外務省改革を最も重要な課題の一つとして、省全体として改革に取り組んできた。</p> <p>(2)外務省改革「行動計画」策定後、多くの改革措置の実施期限となっていた平成14年末までは、関係課室長レベルの会議を週1回集中的に開催し、改革作業方針を議論・決定するとともに、改革作業の進捗をフォローした。その後は、進捗状況を要所所でとりまとめ(平成15年3月、8月、12月及び平成16年7月)、必要に応じて関係課長レベルの会議を開催し、改革措置の着実な実施を確保した。</p> <p>(3)外務省改革「行動計画」に盛り込まれた改革措置については、これまでに、殆ど全て講じている。 総務省行政評価局が平成17年3月11日に公表した「外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視結果に基づく通知 - 『外務省改革「行動計画」を中心として』 - 」でも、外務省改革に関する「行動計画」の実施状況については、同計画に掲げられている14項目160事項のうち、措置が講じられているものが157事項(98.1%)、措置が講じられていないものが3事項(1.9%)となっており、総じて措置は講じられていると評価している。</p> <p>(4)具体的には、外務省改革「行動計画」の4つの主要な目的を達成するために、主な措置として以下を実施した。(12の分野毎の実施状況、主な成果、今後の課題等については、施策別の個別シートを参照。) (イ)21世紀の新たな国際環境を見据えた日本外交を積極的に展開すべく、組織として政策構想力と危機対応能力を強化すること (ロ)省員の意識改革と徹底した競争原理の導入を図ること (ハ)外交施策の透明性と効率性を確保すること (ニ)国民への行政サービスの向上を目指し領事業務を強化すること (ホ)外務省改革「行動計画」に盛り込まれた項目は、外務省員の意識改革や制度面での改革措置を中心とするが、これと並行して、平成16年8月には、能動的・戦略的な外交実施体制を構築するための組織・機構面での改革として、大幅な組織改編を行った。</p> <p>(5)これらの改革措置の実施により、能動的・戦略的な外交を実施するための体制として、意識・制度面及び組織・機構面の基盤が整った。新たに導入され又は改善した制度等については着実に定着しつつある。</p> <p>(6)新たな人事制度の導入、在外邦人に対する領事サービスの拡充、ODAの効率化・透明化のための措置、NGOとの連携強化、広報・広聴体制の強化等、成果が出つつある措置もあるが、多くはその成果につき短期的な判断を下すことは難しく、中長期的な視点が必要である。 総務省の行政評価・監視では、改善する必要があるものが52事項(32.5%)、措置が講じられてから時間が経過していないものや講じられた措置を実効中のものなど改善する必要があるか否か判断できなかったものが18事項(11.3%)あり、全体として、外務省改革は実効性確保の途上段階にあると評価している。</p>
今後の課題	<p>外務省改革「行動計画」に基づき、新たに導入され又は改善した制度等については、着実に定着しつつあるが、その成果を判断するには、中長期的な視点が必要であるため、引き続き措置を継続していく。</p> <p>変動する国際社会において、能動的・積極的な外交を展開していくためには、外務省改革「行動計画」の枠にとらわれず、外交実施体制を強化するために、必要に応じて、引き続き適切な措置を講じていくことが求められる。特に、外務省の業務が益々増大している中で限られた人的資源等を有効活用していく必要があり、省全体としての優先度を判断しつつ措置を講じていく必要がある。</p>

- 3 政府開発援助（ODA）

（１） 政府開発援助（ODA）における政策

政策名	対バングラデシュ国別援助計画
評価の目的	2000年3月に策定されたバングラデシュ国別援助計画をレビューし、現在行われている同計画の改訂作業及び今後のより効果的・効率的な援助の実施に参考となる教訓を得るとともに、評価結果の公表により説明責任を果たすことを目的とする。
評価を踏まえた今後の取組	<p>現在改訂作業中である国別援助計画においては、評価の結果を踏まえ、以下の点に留意すべきである。</p> <p>(1) 国別援助計画、及びセクター別援助方針の援助目標をバングラデシュの開発目標（貧困削減戦略ペーパー：PRSP等）と整合させ、目標を体系化することで、援助の方向性を明確にする必要がある。これにより援助関係者に共通認識を持たせ、援助政策の立案から実施まで一貫性を確保する。</p> <p>(2) 援助の効果を定量的に評価することは困難であったことから、目標の達成状況を量るためには、何らかの指標を盛り込む等、達成度のモニタリング・評価の仕組みを構築するべきである。指標をPRSPと整合させることで、PRSPのモニタリングと連携することが可能である。モニタリング結果を計画の見直しに活用すべきである。</p> <p>(3) 援助政策の重点分野は妥当であったものの、分野横断的課題について取組不足が認められたことから、ガバナンスの改善、ジェンダー格差の解消などの課題により配慮すべき。また、今後は各分野における援助目的や優先課題の設定、目的達成へのアプローチ、目標の具体化も検討すべき。</p> <p>(4) 援助計画の実施やモニタリングにおいては現地機能の重要性が確認されたため、援助協調やスキーム間連携、セクター別援助方針策定を促進するために現地ODAタスクフォースなどの現地機能強化に努める。</p>

政策名	対ラオス国別援助方針
評価の目的	<p>わが国の対ラオス援助政策全般をレビューし、策定中のラオス国別援助計画と今後のより効果的・効率的な援助の実施に参考となる教訓を得ると共に、評価結果を公表することにより説明責任を果たすことを目的とする。</p> <p>*評価の対象は、1997-2003 年度におけるわが国の対ラオス援助政策及び実績であるが、当該期間に実施された対ラオス援助政策としては、1998 年に策定された「対ラオス国別援助方針」があり、この方針を中心に評価を行った。</p>
結果を踏まえた今後の取組	<p>(1)目的に関して</p> <p>わが国の対ラオス援助の目的および目標が明確になっていなかったこと、今後援助を一層戦略的、効率的、重点的に行い、効果を最大限にすることを踏まえ、現在策定中の国別援助計画においては(1)ラオスの経済発展のための地域経済統合への支援：インフラ整備と人材育成；(2)貧困削減への支援：BHN 支援と貧困地域への支援；(3)分野横断的課題：ジェンダーへの取り組みの視点での重点分野の検討が求められる。</p> <p>(2)プロセスに関して</p> <p>有効性の高い、且つ効率的な援助政策の実施に当たっては、戦略的援助政策と案件形成プロセスの一貫性の確保も重要である。国別援助計画の策定過程においては、わが国の援助政策の目的・目標を示し、ラオス政府との協議において、今後我が国が協力する分野としていかなる分野が最も優先度が高いかということも議論し、共通の理解を持つことが重要となる。</p> <p>(3)結果に対して</p> <p>わが国からの援助の効率性を高める上では、わが国の援助メニューからラオスで実施可能な形態の支援を行うだけでなく、スキームの対象範囲を拡大するといった対応や、新たなスキームの整備、他ドナーとの連携のあり方など、ラオスの開発ニーズの実情に即したメニュー作り等を検討しつつ、援助の枠組みの構築を行うことも視野に入れた援助計画を策定すべきである。</p> <p>また、ラオス側のオーナーシップの意識を高める手段として、国別援助計画を策定する段階で、ラオス側とどのくらいの期間でどこまで支援を行うかということを取り決め、重点分野における一定の目標達成の為の時限的支援であるということをラオス側にも認識させることが必要であり、進捗状況をモニタリングする体制を整えるといったことが必要となる。</p>

政策名	対人地雷対策支援政策
評価の目的	わが国は1998年から「犠牲者ゼロ・プログラム」により地雷除去・犠牲者支援を実施してきたが、対人地雷問題は人道的課題であるばかりでなく、未だに被埋設国の復興・発展に大きな障害となっており、引き続き支援が必要であることから、「犠牲者ゼロ・プログラム」実施以降2003年度までの対人地雷政策をレビューし、今後のより効果的かつ効率的な支援の実施に資するとともに評価結果を公表することで説明責任を果たすことを本評価の目的とする。
結果を踏まえた今後の取組	<p>地雷除去や犠牲者支援には長期的・継続的な取組が必要であり、今後とも積極的な対人地雷対策支援を行っていくべきである。今後の効率的、効果的な援助実施のために以下の点に留意すべきである。</p> <p>(1) 外務省内において、対人地雷対策に関する複数の課・室の間で総合調整が十分取られておらず、重点地域等も含めた戦略が策定されていないとの評価結果から、省内の対人地雷対策に関する部署の間で、総合政策立案と調整を担当する部局を決めるべきとの提言が得られたことを踏まえ、通常兵器室を中心に対人地雷政策の総合政策立案の調整を行うこととした。</p> <p>(2) 対人地雷対策の現場では、開発活動と対人地雷対策の連携が多く見られるようになっており、わが国としても、地雷除去活動が開発につながることをより意識して援助を実施すべき。</p> <p>(3) スキームの運用について政府や実施機関より改善が求められている。特に地雷除去活動や犠牲者支援に従事する国際NGOの活動を支援するために広く活用されている草の根・人間の安全保障無償をより活用するため、同スキームの運用と広報に取り組むべき。</p> <p>(4) 「新たな取組」に示されている通り、除去活動そのものへの支援だけでなく、除去技術の開発についても適切にリソースを配分した上で取り組んでいくべき。</p>

(2) 政府開発援助に係る未着手案件、未了案件

1. 政府開発援助に係る未着手案件(事後評価)

平成 16 年度においては、政策評価法第七条第二項第二号イで定められている、政策決定後 5 年を経過した時点で、当該案件がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていない(貸付契約が締結されていない、あるいは、締結されているが貸付実行が開始されていない)有償資金協力案件は、16 年度末時点で該当するものがなかったため、評価を行っていない。

2. 政府開発援助に係る未了案件(事後評価)

平成 16 年度においては、政策評価法第七条第二項第二号ロに基づき、政策決定後 10 年を経過した時点で、当該案件がその実現を目指した効果が発揮されていない(交換公文締結から 10 年を経過したときに貸付実行が未了である)有償資金協力案件計 8 件について、案件の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために見直すべき点があるか否か、また、社会経済情勢の変化を踏まえ、案件そのものを見直すべきか否かといった観点から評価を行った。評価結果の概要は以下のとおり。

1	案件名(借入国): ククレ水力発電計画(スリランカ)	
	交換公文締結日: 1994 年 6 月 23 日	貸付契約締結日: 1994 年 7 月 4 日
	事業目的	
	コロンボ南東約 70 km に位置するカル河支流ククレ川に、総出力 70 MW の調整池付き流れ込み式発電所及び関連設備を建設することにより、逼迫が予想される電力需給に対応する。	
	経緯・現状	
	地質構造の問題による安全性確保の観点から、工事を一時中止した結果、遅延が生じたが、既に工事は完了している。	
	評価の結果・今後の対応方針	
貸付を継続し、早期に完了する。		
2	案件名(借入国): ティウィ地熱発電所改修計画(フィリピン)	
	交換公文締結日: 1994 年 1 月 7 日	貸付契約締結日: 1994 年 1 月 7 日
	事業目的	
	ティウィ地熱発電所の改修工事等を実施することによって、発電設備の効率改善、信頼性向上を図るとともに、ルソン系統における電力需給バランスの改善を図る。	
	経緯・現状	
	電力部門改革法の制定(2001 年)によるフィリピン政府の方針の再検討により着工が遅延したが、その後工事はほぼ完了している。	
	評価の結果・今後の対応方針	
事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、フィリピン側には案件実施能力が引き続き認められる。事業対象地域における電力需要は増加していることから、貸付を継続し、早期に完了する。		

3	案件名(借入国): マクバン地熱発電所改修計画(フィリピン)	
	交換公文締結日: 1994年11月7日	貸付契約締結日: 1994年12月7日
	事業目的	
	マクバン地熱発電所の改修工事等を実施することによって、発電設備の効率改善、信頼性向上を図るとともに、ルソン系統における電力需給バランスの改善を図る。	
	経緯・現状	
	電力部門改革法の制定(2001年)によるフィリピン政府の方針の再検討により着工が遅延したが、その後工事はほぼ完了している。	
	評価の結果・今後の対応方針	
事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、フィリピン側には案件実施能力が引き続き認められる。事業対象地域における電力需要は増加していることから、貸付を継続し、早期に完了する。		
4	案件名(借入国): カラチ上水道改善計画(パキスタン)	
	交換公文締結日: 1994年11月13日	貸付契約締結日: 1994年11月22日
	事業目的	
	カラチ市においては、急速な都市発展と人口増加により慢性的な給水不足と水質悪化が深刻化しているため、同市内に2カ所の浄水場等を建設することにより、水質向上を図る。	
	経緯・現状	
	干ばつの影響や調達手続の遅れ等により事業が遅延したが、その後工事はほぼ完了している。	
	評価の結果・今後の対応方針	
事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、パキスタン側には案件実施能力が引き続き認められる。カラチ市における水需要は引き続き逼迫しているため、貸付を継続し、早期に完了する。		
5	案件名(借入国名): アスンシオン送配電網整備計画(パラグアイ)	
	交換公文締結日: 1994年11月28日	貸付契約締結日: 1994年11月29日
	事業目的	
	アスンシオン首都圏において急激に増加している電力需要に対応するため、送配電線、変電所、配電制御システム、電力保守用通信機器等を整備・導入することで、安定的な電力供給体制の確保を図る。	
	経緯・現状	
	詳細設計及び調達手続の遅れ等により、事業に遅延が生じたが、その後工事は順調に進んでいる。	
	評価の結果・今後の対応方針	
事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、パラグアイ側には案件実施能力が引き続き認められる。アスンシオン首都圏における電力需要は引き続き逼迫しているため、本事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、貸付を継続する。		

6	案件名（借入国）：ルヌン水力発電及び関連送電線建設計画〔III〕（インドネシア）	
	交換公文締結日：1994年11月29日	借付契約締結日：1994年11月29日
	事業目的	
	北スマトラ州トバ湖において82MWの水力発電所を建設することにより、同州の急増する電力需要に対処し、かつ経済振興及び生活水準の向上を図る。	
	経緯・現状	
	トンネル工事中の予想外の出水に伴い、工事が一部中断し遅延が生じたが、現在、土木工事はほぼ完了している。	
7	案件名（借入国）：ジャワ北幹線鉄道複線化計画（インドネシア）	
	交換公文締結日：1994年11月29日	貸付契約締結日：1994年11月29日
	事業目的	
	ジャカルタとスラバヤを結ぶジャワ北幹線のうちチカンベック - ハウグリズ間54kmの複線化を実施し、列車本数を増加させるとともに、安全、高速かつ定期的な列車の運行を図る。	
	経緯・現状	
	調達手続の遅延が生じたが、その後順調に進み、工事は既に完了している。	
8	案件名（借入国）：デンパサール下水道整備計画（インドネシア）	
	交換公文締結日：1994年11月29日	貸付契約締結日：1994年11月29日
	事業目的	
	バリ島の中心地であるデンパサール地区において、下水道設備を整備することにより、周辺海域の水質保全を図る。	
	経緯・現状	
	インドネシア側の予算手当に関する調整等で遅延が生じていたが、現在、既に工事に着手している。	
8	事業の進捗を妨げていた障害は既に除去されており、インドネシア側には案件実施能力が引き続き認められる。デンパサール地区等における衛生環境の改善や周辺海域の水質保全のニーズは引き続き高く、事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、貸付を継続する。	

. 事前評価

・ 事前評価

1. 政府開発援助

平成16年度においては、政策評価法第九条及び施行令第三条五に基づき、10億円以上の無償資金協力案件（21件）及び150億円以上の有償資金協力案件（17件）について、協力の実施が適切かどうかについて、協力の必要性や、わが国の基本政策との関係、協力の成果目標（アウトカム）等の観点から事前評価を行った。個別案件の評価結果概要は以下のとおり。

（1） 無償資金協力案件

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	デシリ上水整備計画（東ティモール民主共和国）	(1) デシリ市内の配水管整備区域に居住する80,700人に安全で良質な水が供給される。 (2) 施設が整備されることにより、不明水が減少する。 (3) 水因性疾患の発生の抑制が期待される。 (4) 東ティモールとの二国間関係を増進させる。 本件の実施について東ティモール政府より高い優先順位で要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名 （平成16年5月17日） 供与限度額： 11億9,800万円
2	デシリ-カーサ道路補修計画（東ティモール民主共和国）	(1) 当該路線が車種を問わず通行出来る交通条件のよい道路となり、道路交通機能の回復が図られる。（時間便益の増加、安全性の向上） (2) 円滑な道路交通の確保により、市場へのアクセス、生活用品の運搬が容易となり住民生活が向上する。 (3) 道路周辺地域の経済・産業開発に資する。 (4) 東ティモールとの二国間関係を増進させる。 本案件の実施について、東ティモール政府より高い優先順位で要請が行われていることもあり、無償資金協力案件を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名 （平成16年5月17日） 供与限度額： 14億9,200万円
3	シムリアップ上水道整備計画（カンボジア王国）	(1) シムリアップ市民約2万6,000人に対し安全で衛生的な水の供給が可能となり、水因性疾患の罹患率低下が図られる。 (2) ホテル等にも衛生的な水が供給されることにより観光産業の発展、住民の経済的基盤の安定に寄与することが期待される。 (3) カンボジア王国との二国間関係を増進させる。 カンボジア政府は、内戦、貧困等困難な政治・経済社会問題に直面しながらも、積極的に経済発展のための諸改革に取り組んでおり、無償資金協力の必要性が高い。	無償資金協力の実施 交換公文の署名 （平成16年5月18日） 供与限度額： 15億3,700万円
4	カイ・セゲー・モプチ地域給水計画（2/2期）（マリ共和国）	(1) 案件実施後の2007年には、新規の給水人口が3州で約15万人程度増加（給水率は平均60%に向上）する。 (2) 水因性疾患の発生やそれによる乳幼児の高い死亡率が軽減される。 (3) 就学期の児童や女性が水汲みの過酷な労働から解放され、就学、就職の機会が増え、貧困からの脱却に資する。 (4) マリとの二国間関係の増進に資する。 マリへの支援が同国自身の経済発展等に資するのみならず、西アフリカ、ひいてはアフリカの開発問題全体にも資するものであり、また、我が国がアフリカとの関係を強化していく上で重要な国と認識していることから、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名 （平成16年5月19日） 供与限度額： 12億6,600万円
5	ウランバートル市給水施設改善計画（国債本体）（モンゴル国）	(1) ウランバートル市の水道供給能力の向上による水供給の安定化が図られ、また給水能力の向上は電力費等の低コストの要素となることが期待される。 (2) ゲル地区における井戸水・湧水などの水質の悪い水の使用がなくなり衛生状況が改善されるため、水因性疾患の減少が見込まれる。 (3) 市街地における水の確保により、ウランバートル市の健全な都市発展、ひいては二国間関係の増進に資する。 本件の実施についてモンゴル政府より高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。	無償資金協力の実施 交換公文の署名 （平成16年5月27日） 供与限度額： 16億2,700万円

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
6	ドボイ橋及びモドリツチャ橋建設計画（ボスニア・ヘルツェゴビナ国）	<p>(1) 人的・物的往来が活発となり、対象となる橋梁のある幹線道路及びその周辺地域住民約69.4万人が受益する。</p> <p>(2) スルプスカ共和国、ボスニア連邦両エンティティ間の人的・物的往来が活発になり、難民・避難民の帰還や民族和解が促進される。</p> <p>(3) 陸上輸送が主体であるボスニアの輸送路が改善され、同国が自立可能な経済を確立していく上で不可欠な経済発展に資する。</p> <p>(4) ボスニア・ヘルツェゴビナとの二国間関係が増進に資する。</p> <p>ボスニア・ヘルツェゴビナは、経済状況に改善はみられるものの、1992年から1995年まで続いた紛争の傷跡が未だに残っており、復興支援及び開発支援に対するニーズが非常に高く、無償資金協力を実施する必要がある。</p> <p>また、人道的観点及び冷戦終了後の国際秩序構築の観点に立ち、わが国は日ユーゴの和平履行評議会の運営委員会のメンバーとして積極的に支援を実施しており、1996年の支援国会合において総額5億ドル程度の復興支援を行う旨表明している。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年5月27日）</p> <p>供与限度額： 10億2,300万円</p>
7	シャルキーヤ県北西部上水道整備計画（エジプト・アラブ共和国）	<p>(1) 住民約22万人（施設完成後の予想人口）が、安全かつ安定した量の給水を受けることができるようになる（住民一人当たりの給水量は、現在の一日101リットルから157リットルに増加）。</p> <p>(2) 水源が、水質が悪化している井戸から衛生的な浄水場に変わることにより、住民の衛生環境の向上が図られる。</p> <p>(3) 住民の生活水準の向上を通じて、エジプトの経済社会開発に貢献する。</p> <p>(4) エジプトとの二国間関係が増進される。</p> <p>本案件の実施についてエジプト政府から高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年6月10日）</p> <p>供与限度額： 28億4,300万円</p>
8	バビルヨセフ灌漑水路サコーラ堰改修計画（エジプト・アラブ共和国）	<p>(1) サコーラ堰の正確で細やかな調節が可能となり、最大約34,000haの農地（受益農民数最大約53万人）に安定した水を供給することが可能になり、当該地域の農業総生産が増加する。</p> <p>(2) 既存の堰が自然崩壊した際に想定される住民、作物への被害を未然に防止することが可能になる。</p> <p>(3) 堰の併設橋の改善により、用水路の両岸の通行が改善され、道路を利用した社会・経済活動が活発になる。</p> <p>(4) エジプトとの二国間関係が増進される。</p> <p>本案件の実施についてエジプト政府から高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年6月10日）</p> <p>供与限度額： 20億100万円</p>
9	第二次小学校建設計画（3/3期）（マリ共和国）	<p>(1) 対象91校で約5,100名の児童に新たに良好な学習環境が提供される。</p> <p>(2) 対象校では第1、6学年の2部授業が解消され、教室当たりの児童数も減少して学習環境が改善される。</p> <p>(3) 対象校の全てに計145便所の便所が設置され、衛生的な学習環境が整備される。</p> <p>(4) 教員、父兄会が施設、機材の使用・維持管理及び衛生管理を自主的に行うようになる。</p> <p>(5) マリ政府の2010年までに初等教育就学率95%に引き上げるという目標の達成に貢献する。</p> <p>(6) マリとの二国間関係を増進させる。</p> <p>本案件の実施についてマリ政府より高い優先順位で要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年6月19日）</p> <p>供与限度額： 12億8,000万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
10	幹線道路改修計画（ガーナ共和国）	<p>(1) 道路改修により輸送力が向上し、旅客及び貨物輸送量が増加する。</p> <p>(2) 道路改修により生活利便性の向上、安全性の向上、輸送コストの削減、農村開発の支援、地域経済の活性化、観光産業の活性化が期待される。</p> <p>(3) 対象区間の道路は、西アフリカ諸国を結ぶ国際幹線道路（ECOWASハイウェイ）の一部であり、本件改修により西アフリカ地域全体の人の往来や物流の活性化も期待される。</p> <p>(4) ガーナとの二国間関係を増進させる。 本案件の実施についてガーナ政府から高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年6月25日）</p> <p>供与限度額： 37億6,300万円</p>
11	小学校建設計画（レソト王国）	<p>(1) 教室を建設することにより、対象校の就学予定児童11,450人に対する学習環境が整備される。</p> <p>(2) 給水施設を整備することにより、対象校の就学予定児童11,450人および教員に、安全な水を供給することが可能となる。</p> <p>(3) 校長室および職員室各1室が整備されることにより、学校運営の業務を行う場としての校長室、授業の準備やテストの採点等の作業場および教職員相互の情報交換の場として教職員専用のスペースが確保され、学校運営の基盤が整う。</p> <p>(4) 便所棟を整備し、手洗い場を便所棟に併設または直近に設置することにより、就学児童に対して、用便後の手洗いの励行等の衛生教育が実践され、学校内の衛生状況が改善される。</p> <p>(5) 日本とレソトの二国間関係を増進に寄与する。 本件の実施をレソト政府は高い優先順位を付して要請してきていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年6月25日）</p> <p>供与限度額： 10億600万円</p>
12	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画（インド）	<p>(1) 下痢症診断技術・治療法の定着・普及が行われる。このことにより、インド国内約1億8千万人の5歳未満乳幼児に対し適切な医療サービスが提供され、乳幼児死亡率等が改善される。</p> <p>(2) 第三国研修により、下痢症同定・診断技術が周辺諸国に普及し、周辺国の乳幼児死亡率等が改善される。</p> <p>(3) インドとの二国間関係が増進される。 インド政府は、人口の約3分の1が貧困状態に置かれているなど困難な政治・経済社会問題に直面しながらも、積極的に経済発展のための諸改革に取り組んでおり、無償資金協力の必要性が高い。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年6月25日）</p> <p>供与限度額： 21億3,400万円</p>
13	フエ中央病院改善計画（国債本体）（ベトナム社会主義共和国）	<p>(1) 本計画により、老朽化した施設・機材が充実に、質の高い3次医療サービスの提供が可能となる。</p> <p>(2) 敷地内に分散されている中央診療機能・外来機能の集約により、移転距離の短縮等、各種医療サービスの改善が見込まれる。</p> <p>(3) ベッド数の増加により、病床占有率が改善され、入院待ち日数の短縮が可能となる。</p> <p>(4) 新棟の建設と機材更新で手術件数・検査件数が増加し、診療費の収入増加が見込まれるため、病院の財政的自立性を高める要素となることが期待される。</p> <p>(5) 中北部地域の3次医療拠点が整備されることにより、中北部全域の医療水準の向上が期待され、ひいては二国間関係の増進に寄与する。 本件の実施についてベトナム政府より高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要がある。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年7月2日）</p> <p>供与限度額： 28億2,500万円</p>
14	新疆ウイグル自治区医療水準向上計画（中華人民共和国）	<p>(1) 老朽機材が更新され、精度の高い情報が得られることにより、診療精度が向上する。</p> <p>(2) 機材の更新、充足により、機材の不足や老朽化により制限されている診療キャパシティが向上するとともに診療の効率化が期待される。</p> <p>(3) 本計画の実施により実現する診療精度及び診療効率の向上により待ち時間の減少、診療内容の増加など患者に対する対象病院の医療サービス向上が期待される。</p> <p>(4) 中国との二国間関係を増進する。 本案件の実施について中国政府から高い優先順位を付して要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要性が高い。</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年7月6日）</p> <p>供与限度額： 11億5,800万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
15	生物多様性保全センター整備計画（インドネシア共和国）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植物学・微生物学研究所の研究環境が改善される。 (2) 標本の保存環境が改善され、貴重な標本が国際水準で保管される。 (3) インドネシアとの二国間関係を増進させる。 本案件の実施についてインドネシア政府より高い優先順位で要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要性が高い。 	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年7月26日）</p> <p>供与限度額： 21億7,200万円</p>
16	グレシック火力発電所3・4号機改修計画（インドネシア共和国）	<ol style="list-style-type: none"> (1) グレシック火力発電所3・4号機の出力が回復し、熱効率が改善される。 (2) 発電施設の耐力が回復し、ジャワ・バリ系統の安定的運用に寄与する。 (3) インドネシアとの二国間関係を増進させる。 本案件の実施について、インドネシア政府より高い優先順位で要請が行われていることもあり、無償資金協力を実施する必要性が高い。 	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年7月26日）</p> <p>供与限度額： 19億8,500万円</p>
17	第四次地雷除去活動機材整備計画（カンボジア王国）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地雷除去機、地雷探知機等の調達により、地雷除去活動の効率性・安全性が向上する。 (2) 地雷除去活動の加速化により地雷除去面積が増大し、地雷の被害者が減少するなど、カンボジア国民の安全な生活の確保に資することが期待される。 (3) 地雷処理により農地、定住地、道路等の再利用が可能となり、帰還、再定住の促進、社会経済の発展が図られる。 (4) カンボジア王国との二国間関係を増進させる。 本件の実施をカンボジア政府は高い優先順位を付して要請してきていることもあり、無償資金協力を実施する必要性が高い。 	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年8月11日）</p> <p>供与限度額： 17億6,100万円</p>
18	ヴァイオラ病院改善整備計画（トンガ王国）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 産科病棟と外科病棟の新築、中央診療棟の機能集約化により医療サービス及び初期治療体制を強化できる。 (2) 産科病棟の病床数を増やすことにより、出産予定日入院が可能になり、妊産婦ケアが向上する。 (3) 手術室、集中治療室及び回復ベッドが増設され、手術関係の医療サービスが向上する。 (4) 手術室・中央材料滅菌室の清汚区分が明確化し、院内感染の危険性を軽減できる。 (5) エックス線診断の精度が上がり、また放射線診断機の放射線被曝量を減少させることができる。 (6) 容量の十分な浄化槽の整備により、環境への影響を低減できる。 (7) わが国とトンガとの友好的な二国間関係を増進させる。 トンガ王国は極めて親日的であり、わが国との二国間関係も良好であることから同国の人口規模、開発ニーズに配慮しつつ、無償資金協力を実施する必要がある。 	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年8月31日）</p> <p>供与限度額： 10億3,000万円</p>
19	ヌアクショット水産物衛生管理施設整備計画（モーリタニア・イスラム共和国）	<ol style="list-style-type: none"> (1) ヌアクショット魚市場の衛生環境面が改善される。 (2) ヌアクショットの輸出関連検査機関（IMROP）の検査機能が整備される。 (3) ヌアクショットから欧州等への水産物輸出の安定的発展が期待される。 (4) 上記のような成果によってわが国との二国間関係が増進される。 本件実施をモーリタニア政府は高い優先順位を付して要請してきていることもあり、無償資金協力を実施する必要性が高い。また、同国はわが国で消費される頭足類の多くを供給しているほか、海洋生物資源の持続的利用の立場を取る等、水産分野で良好な関係にある。 	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成16年9月21日）</p> <p>供与限度額： 10億1,800万円</p>
20	東ケープ州基礎医療機材整備計画（南アフリカ共和国）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 東ケープ州オリバータンボ地区の地区病院、保健センター及びクリニックの機材整備により、対象地区に居住する182万人に対する医療サービスが改善される。 (2) モバイル・クリニック（巡回診療車）の整備により、従来クリニックへのアクセスが困難な僻地の住民への医療サービスが図られることとなり、ひいては二国間関係の増進に寄与する。 所得水準（2002年一人当たりGNI：2,600ドル）は、一般プロジェクト無償適格水準を超過しているものの、南ア支援が南ア自身の民主化及び経済発展並びに黒人地位向上等に資するのみならず、南部アフリカ、ひいてはアフリカの開発課題全体にも資するため、例外的に実施している。 	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成17年1月31日）</p> <p>供与限度額： 10億3,800万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
21	ラホール市下水・排水施設改善計画（パキスタン・イスラム共和国）	<p>(1) 市内冠水の頻度・時間・範囲が低減されることから、それによる人的・物的被害を軽減させ、健全な都市の発展に寄与する。</p> <p>(2) 市内の環境衛生が改善されることにより市民が水系伝染病（赤痢、チフス、肝炎等）に感染する危険性を低下させる。</p> <p>(3) 効率的かつ安全管理された清掃作業が行われることにより作業員の安全が確保される。</p> <p>(4) わが国とパキスタンとの二国間関係が強化される。</p> <p>高い人口増加率、低い識字率、失業の増大、エネルギーの不足、財政赤字等困難な経済社会問題に直面しながら積極的に国内開発・貧困削減に取り組んでおり、無償資金協力の必要性が高い</p>	<p>無償資金協力の実施</p> <p>交換公文の署名 （平成17年2月29日）</p> <p>供与限度額： 12億2,200万円</p>

（2）有償資金協力案件

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
1	第二バンコク国際空港建設事業（ ）（タイ王国）	<p>(1) 東南アジア経済の中心の一つタイの経済の回復傾向及び好調さを確かなものとするためには、成長に伴う歪みや阻害要因の解消のためのタイ側の自助努力を支援していくことが必要である。近年、同国の航空需要は増加傾向にあり、今後も地域のハブ空港としての役割の増大から旅客数の増加が予測される。</p> <p>(2) 本事業は、増大するタイの航空需要を満たし円滑な輸送を確保するために、バンコク東方に新空港を建設するべく1996年度から実施してきているものである。</p> <p>(3) 同事業はタイの第9次国家経済社会開発計画の中で「国家の競争力強化に対する戦略」の一つとして位置付けられており、また、我が国対タイ国別援助計画で経済基盤整備を重視していることにも合致する。有償資金協力を実施することには、タイの中長期的な開発への貢献等、ひいてはタイとの二国間関係の増進等を図る意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成16年4月9日）</p> <p>供与限度額： 448億5,200万円</p>
2	タシグザール - クムクルガン鉄道新線建設計画（ ）（ウズベキスタン共和国）	<p>(1) ウズベキスタンの鉄道網は旧ソ連時代に建設されたものであり、その基幹幹線のいくつかは一旦隣国に入ってからウズベキスタンに戻るという複雑な状況にあり、国境通過手続や機関車付替等の作業が鉄道輸送の支障となっている。</p> <p>(2) 本事業は、ウズベキスタン南部においてトルクメニスタンを経由することなく鉄道輸送を可能とするため、新幹線路を敷設するものである。</p> <p>(3) ウズベキスタンでは、市場経済化の達成に向けてインフラ整備が急務となっており、我が国もこれまで、インフラ整備を重点分野のひとつとして支援を行ってきた。本事業の実施により、近隣諸国からの物資輸送の効率化、国内における流通の促進及び輸送の信頼性向上が見込まれるところ、本事業について有償資金協力を実施することには、同国の安定的発展の確保を通じ、我が国国際環境の安定化及び同国との関係緊密化を図る意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成16年8月26日）</p> <p>供与限度額： 163億5,900万円</p>
3	ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（ ）（トルコ共和国）	<p>(1) トルコは、欧州とアジアの接点にあるとの地勢的性格、欧州、中東の各国等との協力関係等の故に、その安定的発展の確保が極めて重要な国である。同国最大の都市イスタンブールの旅客輸送の9割以上は道路が占め、同市の人口が1,000万人に達する中、ボスポラス海峡に架かる2か所の木橋では慢性的な交通渋滞が発生しており、排気ガスによる大気汚染も深刻な問題となっている。</p> <p>(2) 本事業はボスポラス海峡を横断する地下鉄を建設するものである。</p> <p>(3) トルコの第8次5か年計画では、公共投資の重点を運輸、通信等に置くこととしており、我が国は、同計画を踏まえ、環境等の諸分野を支援することを重視している。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより同市の経済活動の効率化に資するとともに環境改善に役立ち、ひいては同国の安定的発展を確保することにより、地域の安定と経済発展への寄与、二国間関係の緊密化等に貢献するとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年2月18日）</p> <p>供与限度額： 987億3,200万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
4	エレバン・コジェネレーション火力複合発電所建設計画（アルメニア共和国）	<p>(1) アルメニアの発電所の多くは操業開始後30年が経過しており、老朽化によって、電力供給能力及び設備の信頼性が著しく低下している。現在のピーク電力需要は1,177メガワット（MW）であるが、2008年におけるピーク需要は1,350MWに達する見込みであり、現在の電力供給能力の1,266MWを大きく上回る深刻な電力不足が懸念されている。</p> <p>(2) 本事業は、アルメニアの首都エレバン市近郊にコジェネレーション火力複合発電所（発電量205MW、熱供給量103ギガ・カロリー/時）を新設し、アルメニアの電力供給能力の増大及びエレバン市南部への熱エネルギーの供給を行うものである。</p> <p>(3) アルメニアでは、電源開発計画で本事業が緊急性あるものとして位置付けられているなど、本事業の優先度は非常に高い。また、我が国は、同国の現状にかんがみ、エネルギー分野での協力を重視してきている。本事業について有償資金協力を実施することには、本事業を通じて同国の生活水準向上・安定的発展を確保し、もって我が国国際環境の安定化及び同国との関係緊密化に貢献するとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 159億1,800万円</p>
5	バンガロール上下水道整備計画（II-1）（インド）	<p>(1) 約600万人の人口を抱えるカルナタカ州の州都バンガロール市は、IT、電子機器、機械部品等の産業拠点として急速な成長を遂げている。しかし、同市は年間を通じて降水量が少なく、同市の上水供給量は急増する需要に対応できていない。</p> <p>(2) 本事業は、水需要増大に対応した上下水道システムを整備するものである。</p> <p>(3) このように高度の必要性を背景とした本事業への協力は、対インド円借款においてインフラ整備、環境対策等を重点分野としていることに合致する。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより民生の向上及び産業の活性化を図り、ひいては二国間関係の緊密化、対外経済関係での利益増進、日本の安全保障環境の改善、貧困削減への貢献等による国際社会からの共感・信頼確保等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 419億9,700万円</p>
6	カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画（インド）	<p>(1) カルナタカ州においては、貧困層が森林の薪や牧草などに収入と生活資源を依存して森林伐採を重ねていること等により疎林の面積が拡大し、森林の荒廃が進んでいる。このため、森林資源に依存する周辺住民が貧困化している。</p> <p>(2) 本案件は、住民参加型の植林を行うものである。</p> <p>(3) このように高度の必要性を背景とした本事業への協力は、対インド円借款において植林、水質改善等の環境対策を重点分野の一つとしていることに合致する。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより環境改善、貧困削減等の進展を図り、ひいては二国間関係の緊密化、対外経済関係での利益増進、日本の安全保障環境の改善、貧困削減への貢献等による国際社会からの共感・信頼確保等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 152億900万円</p>
7	デリー高速電送システム建設計画(VI)（インド）	<p>(1) 約1,400万人の人口を抱える首都デリーにおける交通は、主にバスに依存しており、自家用車やスクーター等を含めた車輛の登録台数も急増している。既存の鉄道は都市間長距離輸送のみを行っており、同市において都市交通としての鉄道利用は1%に満たないことから、交通渋滞、大気汚染等の問題が深刻化しつつある。</p> <p>(2) 本案件は、交通渋滞や大気汚染問題に対応する総合的な大量高速輸送システムを建設するものである。</p> <p>(3) このように高度の必要性を背景とした本事業への協力は、対インド円借款において鉄道・運輸等を中心としたインフラ整備を重点分野の一つとしていることに合致する。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより都市環境の改善等を図り、ひいては二国間関係の緊密化、対外経済関係での利益増進、日本の安全保障環境の改善、貧困削減への貢献等による国際社会からの共感・信頼確保等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 192億9,200万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
8	北カランプラ超臨海火力発電所建設計画(1)	<p>(1) インドでは慢性的な電力不足が続いており、電力不足は、産業の発展や生活レベルの改善におけるボトルネックとなっており、その解消が緊急課題となっている。特にインドの北部・西部は、首都デリー、ムンバイ等の大都市や工業地帯を抱え、年間で29,000GWh以上、ピーク時で7,000MW以上の電力不足が生じている。</p> <p>(2) 本案件は、設備出力1,980MWの超臨界石炭火力発電所を建設するものである。</p> <p>(3) このように高度の必要性を背景とした本事業への協力は、対インド円借款においてインフラ整備を重点分野の一つとしていることに合致する。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより産業の活性化、民生の向上等を図り、ひいては二国間関係の緊密化、対外経済関係での利益増進、日本の安全保障環境の改善、貧困削減への貢献等による国際社会からの共感・信頼確保等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 (平成17年3月29日)</p> <p>供与限度額： 159億1,600万円</p>
9	ウルブル地熱発電所建設計画(インドネシア共和国)	<p>(1) インドネシアが深刻な失業問題や貧困削減などの課題を解決し、力強い経済発展を遂げるには、インフラ整備など投資環境を整備することが重要である。スマトラ島南部は、電力需要が急増する一方、既存設備の老朽化等により供給能力は減少する見込みであり、電力需要画自解消が急務となっている。</p> <p>(2) 本事業は、南スマトラ系統の電力供給の安定性改善を図るものである。</p> <p>(3) インドネシアの持続的経済成長・貧困削減のためには、電力の安定供給の確保が民間投資誘致等の観点から不可欠である。我が国対インドネシア国別援助計画でも、民間主導の持続的な成長を重点分野の一つとしている。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより電力の安定供給の確保等を通じた地域経済の発展、再生可能エネルギー利用による地球環境負荷の軽減等を図り、ひいてはインドネシアの安定的発展の確保を通じて我が国国際環境の安定化及び二国間関係の緊密化を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 (平成17年3月29日)</p> <p>供与限度額： 202億8,800万円</p>
10	メラピ山・プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災計画(インドネシア共和国)	<p>(1) メラピ山及びプロゴ川流域分：メラピ山は1992年以降噴火を繰り返しており、火砕流・土石流発生の可能性が高まっている。また、過剰な土砂採掘等により砂防施設や橋梁が崩壊する危険性が增大している。</p> <p>(2) バワカラエン山分：2004年3月にバワカラエン山のカルデラ部分が大規模崩壊して大量の土砂が堆積したため、降雨による土石流災害や、同山沿いに流れるジェネベラン川によって土砂が重なり、下流部にあるピリピリ多目的ダムの上水、電力供給、灌漑用水供給等の機能を著しく低下させるおそれがある。</p> <p>(3) 本事業は、火山災害・土砂災害防止等の対策を実施するものである。</p> <p>(4) インドネシア開発五か年計画に掲げられた開発課題の一つである経済再建・持続的かつ公正な開発基盤の強化のためには、防災対策が不可欠である。本事業への協力は、我が国対インドネシア国別援助計画との関係では、重点分野の一つである民主的で公正な社会造りの分野において、基礎的公共サービスの向上(特に自然災害対策)に該当する。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより関係地域における持続的経済活動の維持を図り、ひいてはインドネシアの安定的発展の確保を通じて我が国国際環境の安定化及び二国間関係の緊密化を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 (平成17年3月29日)</p> <p>供与限度額： 164億3,600万円</p>
11	タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(1)(インドネシア共和国)	<p>(1) インドネシアが深刻な失業問題や貧困削減などの課題を解決し、力強い経済発展を遂げるには、インフラ整備など投資環境を整備することが重要である。ジャカルタ首都圏は交通渋滞問題が深刻化し、地域経済成長の停滞原因のひとつとなっている。</p> <p>(2) 本事業は、ジャカルタ首都圏の交通渋滞を緩和し、インドネシアの輸出入の玄関口であるタンジュンプリオク港へのアクセスを改善するものである。</p> <p>(3) インドネシアの持続的経済成長・貧困削減のためには、経済インフラの整備が民間投資回復の観点から不可欠である。我が国対インドネシア国別援助計画でも、民間主導の持続的な成長を重点分野の一つとしている。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより交通渋滞の緩和を通じたジャワ地域の投資環境改善を図り、ひいてはインドネシアの安定的発展の確保を通じて我が国国際環境の安定化及び二国間関係の緊密化を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 (平成17年3月29日)</p> <p>供与限度額： 263億600億円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
12	キエフ・ボリスポリ国際空港拡張計画（ウクライナ共和国）	<p>(1) ウクライナでは、2000年以降の経済状況回復を受けて、首都キエフのボリスポリ国際空港の旅客取扱数が著しく増加しており、今後も引き続き増加することが予測されている。</p> <p>(2) 本案件は、混雑の著しい既存ターミナルを拡張し、急増する旅客需要に対応するためのものである。</p> <p>(3) ウクライナ政府は、ヨーロッパとアジアの中間という地勢的な条件を活かし、同国を周辺国へのトランジット国家と位置付けるという目標を掲げており、ウクライナの玄関空港であるボリスポリ国際空港を拡張する本事業は、同目標達成のために必要不可欠の事業である。また、我が国は、欧州地域の日ノ連諸国への支援に当たり、市場経済化、インフラ復旧・開発に資する分野等を重点としている。本事業について有償資金協力を実施することには、これにより首都の空港の機能強化を図り、同国の安定的発展を確保することを通じて、二国間関係の緊密化、民間レベルでの経済交流の増進等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 190億9,200万円</p>
13	湖南省水環境整備計画（中華人民共和国）	<p>(1) 近年、中国は経済的に目覚ましく発展しているが、依然として深刻な貧困や環境問題に対する中国自身の自助努力において、なお不足の部分が存在する。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、对中国経済協力計画に従い、円借款では環境や人材育成分野を対象としている。</p> <p>(3) 本事業は、湖南省長沙市において下水処理施設の整備を行い市内河川の水質汚染改善を図るとともに、安全な水源を新たに開発し上水供給能力を増強させることにより、同市の総合的な水環境を改善するものである。</p> <p>(4) 本事業について有償資金協力を実施することには、对中国経済協力計画等に照らし、関係地域の水質汚染率の向上、河川の水質改善、安全な飲用水の確保、感染症等防止、上水道普及率の向上、自治体（日本側の関係自治体：福岡市及び鹿児島市）間協力を通じた二国間相互理解の促進、日中間の人的交流の促進等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 199億6,400万円</p>
14	陝西省水環境整備計画（中華人民共和国）	<p>(1) 近年、中国は経済的に目覚ましく発展しているが、依然として深刻な貧困や環境問題に対する中国自身の自助努力において、なお不足の部分が存在する。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、对中国経済協力計画に従い、円借款では環境や人材育成分野を対象としている。</p> <p>(3) 本事業は、陝西省西安市において下水処理施設等の整備を行い市内河川の水質汚染改善等を図るとともに、水質が劣悪で水不足の深刻な同省地方都市において上水道の整備を行うことにより、同省の総合的な水環境を改善するものである。</p> <p>(4) 本事業について有償資金協力を実施することには、对中国経済協力計画等に照らし、関係地域の水質汚染率の向上、河川の水質改善、洪水被害軽減、感染症等防止、自治体（日本側の関係自治体：京都府及び京都市）間協力を通じた二国間相互理解の促進、日中間の人的交流の促進等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 272億6,400万円</p>
15	トゥルチェニ火力発電所環境対策計画（ルーマニア）	<p>(1) ルーマニアは、EU加盟に向け、環境政策についてもEU基準に準拠した排出基準を採用しつつあり、2003年5月の閣議決定により、既存の火力発電所については2012年1月1日までに基準値を満たさなければ、操業を停止しなければならないこととされた。トゥルチェニ火力発電所は、現在の同国内の全発電設備容量の1割を占めるルーマニア最大の石炭火力発電所であり、電力の安定供給に欠かせない重要な発電所である。</p> <p>(2) ルーマニアは、2007年を目標とするEU加盟を最大の目標として諸改革を進めているが、その中で環境対策が遅れている。我が国ODA中期政策では、中・東欧地域への支援の重点分野の一つとして環境保全対策を挙げており、環境保全は、対ルーマニア支援の重点分野としても位置付けられている。本事業について有償資金協力を実施することには、環境政策・エネルギー政策の両面でルーマニアの発展に寄与し、ひいては二国間関係の緊密化を図ること、環境問題に関する国際協力の好例とすることなどの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月29日）</p> <p>供与限度額： 287億4,600万円</p>

	政策の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
16	カaimeチップ・チーバイ国際港開発計画（ベトナム社会主義共和国）	<p>(1) ベトナム南部は、ベトナム経済の中心地域となっており、港湾取扱貨物量は年平均8%から9%の高い伸びで増加している。こうした状況から本地域における四大港群の取扱貨物量は限界に近づきつつあり、また船舶の大型化に伴い、より大型の船舶の入港が可能な港湾整備の必要性が高まっている。</p> <p>(2) 本事業は、こうした需要に対応するため、ベトナム南部（バリア・ブントウ省）のカimeチップ及びチーバイ地区において、コンテナ、一般貨物ターミナル及び関連施設を整備することにより、増加する貨物需要に対応し、同国南部のみならず同国全体の経済発展促進を図るものである。</p> <p>(3) こうした高度の必要性を有する本事業への協力を行うことは、我が国対ベトナム国別援助計画で重点分野とされている成長促進、生活・社会面での改善等に資するものである。また、同港は、ベトナム南部の港湾機能の一翼を担うのみならず、広くメコン地域開発における港湾の東のゲートウェイとしての役割も期待される。本事業について有償資金協力を実施することには、ベトナムの経済発展の促進、メコン地域開発、ベトナムとの二国間関係の緊密化等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月31日）</p> <p>供与限度額： 363億6,400万円</p>
17	サイゴン東西ハイウェイ建設計画(IV)（ベトナム社会主義共和国）	<p>(1) ホーチミン市は、人口530万人を擁するベトナム最大の都市であり、商工業の中心である。近年の急速な経済発展と人口増加に伴い、慢性的な交通渋滞が深刻化しており、2020年には1日当たりの交通量が現在の1.9倍になると予想されている。ホーチミン市においては、市外から市内を東西方向に流れる交通が最も高頻度となっており、都心部と市の北東方向の出口部とを結ぶ交通が既存のサイゴン橋一本に集中するため、円滑な交通の妨げとなっている。こうした中で、都市部をう回するバイパス道路、都市部と郊外部をつなぐアクセス道路など都市道路のインフラ整備が必要とされている。</p> <p>(2) 本事業は、こうした需要に対応するため、ホーチミン市において、サイゴン渡河トンネルを含む東西方向の幹線道路を建設することにより、同市の交通事情の改善及び経済発展に貢献するものである。</p> <p>(3) こうした高度の必要性を有する本事業への協力を行うことは、我が国対ベトナム国別援助計画で重点分野とされている成長促進、生活・社会面での改善に資するものである。本事業について有償資金協力を実施することには、ベトナム及び周辺地域の安定的発展の確保、二国間関係の緊密化等を図るとの意義がある。</p>	<p>有償資金協力の実施</p> <p>交換公文の締結 （平成17年3月31日）</p> <p>供与限度額： 190億7,100万円</p>

2. 規制影響分析（R I A）の試行的実施

「規制改革・民間開放推進3カ年計画」（平成16年3月19日閣議決定）により、各府省は、法律または政省令により新設・改正される規制については、試行的にR I Aを実施することが求められている。これを受け、外務省でも、平成17年5月に、旅券法の改正に伴う規制の新設についてR I Aを実施した。なお、改正旅券法は、平成17年6月10日に公布された。

規制名	紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入（旅券名義人が紛焼失を届け出る際の出頭の義務付け） 【旅券法第17条1項の改正】
現行の規制内容	紛焼失した旅券が失効するのは、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛焼失した旅券に代えて帰国のための渡航書が発行された場合に限られている。
規制の内容	紛焼失した旅券の届出に基づき当該旅券を失効させるとともに、その際の旅券名義人の出頭を義務づける。
代替手段	届出の際の出頭を義務づけず、郵送やオンラインでの届け出を認める
代替手段との比較	代替手段としては、「届出の際の出頭を義務づけず、郵送やオンラインでの届出を認める」が考えられ、その場合でも紛焼失旅券を失効できるが、第三者による届出による不正失効の可能性がある、旅券の正当な所持人の出入国が阻害され海外における諸活動に重大な支障を及ぼす可能性がある。 そこで、不正な届出を防止し、日本旅券の国際的信用を維持し、もって国民の円滑かつ安全な海外渡航を確保するためには、出頭を義務づけて厳格な本人確認を実施する必要があるため、本件規制を採用することで適切な失効措置を講ずることが妥当と考える。

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>